資料１－５

名古屋市地域防災計画

― 地震災害対策計画編 ―

＜令和７年６月　修正案＞

名古屋市防災会議

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td colspan="5">第１章　災害応急対策計画</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
第1節　応急対策計画
第1（略）
第2　配備種別
1～2（略）
3　南海トラフ地震臨時情報が発表された場合
<table>
<tr><th>情報の区分</th><th>非常配備の種別</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>南　海　トラフ　地　震　臨時情報（調査中）</td><td>巨大地震注意配備</td><td>南海トラフ地震臨時情報の続報を逃さない連絡態勢を確保するとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときに、円滑に応急対策活動を（追加）実施できる要員を確保するもの。</td></tr>
<tr><td>巨大地震注意配備</td><td>巨大地震注意配備</td><td>後発地震に対して注意する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保するもの。</td></tr>
<tr><td>巨大地震警戒配備</td><td>巨大地震警戒配備</td><td>後発地震に対して警戒する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保するもの。</td></tr>
</table>
</td><td>
第1節　応急対策計画
第1（略）
第2　配備種別
1～2（略）
3　南海トラフ地震臨時情報が発表された場合
<table>
<tr><th>情報の区分</th><th>非常配備の種別</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>南　海　トラフ　地　震　臨時情報（調査中）</td><td>巨大地震注意配備</td><td>（削除）続報を逃さない連絡体制を確保し、以降発表される情報に応じた応急対策活動を速やかに実施できる要員を確保するもの。</td></tr>
<tr><td>巨大地震注意配備</td><td>巨大地震注意配備</td><td>後発地震に対して注意するために必要な応急対策活動を実施し、事態の推移に即応できるための要員を確保するもの。</td></tr>
<tr><td>巨大地震警戒配備</td><td>巨大地震警戒配備</td><td>後発地震に対して警戒するために必要な応急対策活動を実施し、事態の推移に即応できるための要員を確保するもの</td></tr>
</table>
</td><td>防災活動体制の見直しに伴う修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>※南海トラフ地震臨時情報が発表された場合であっても、最初の地震により、市域において震度５弱以上の地震等が発生した場合には、これによる配備体制を優先する。</td><td>（削除）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>第2節　地震災害警戒本部等の設置及び運営
（追加）

第1　（略）
第2　地震災害警戒本部の設置及び廃止
1　（略）
2　設置の通知
地震災害警戒本部の設置については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。
<table>
<tr><th>通知・公表先</th><th>通知及び公表の手段</th><th>担当</th></tr>
<tr><td>各部
区本部

（略）</td><td>庁内放送、ファクシミリ
市町村防災支援システム、ファクシミリ
（略）</td><td>本部室事務局
〃

（略）</td></tr>
</table></td><td>第2節　地震災害警戒本部等の設置及び運営
南海トラフ地震臨時情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）に関する本節の運用は、現在行っていない。
第1　（略）
第2　地震災害警戒本部の設置及び廃止
1　（略）
2　設置の通知
地震災害警戒本部の設置については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。
<table>
<tr><th>通知・公表先</th><th>通知及び公表の手段</th><th>担当</th></tr>
<tr><td>各部
区本部

（略）</td><td>庁内放送、ファクシミリ
愛知県防災情報システム、ファクシミリ
（略）</td><td>本部室事務局
〃

（略）</td></tr>
</table></td><td>表記の整理

システム変更に伴う修正</td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		第3　地震災害警戒本部の組織及び運営等 1　地震災害警戒本部組織図	第3　地震災害警戒本部の組織及び運営等 1　地震災害警戒本部組織図	表記の整理

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>◎　別表1－2－1　地震災害警戒本部の部及び区本部の事務分掌
1（略）
2　個別事項
<table><tr><th>部・区本部</th><th>担当部署</th><th>部長又は区本部長</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>健康福祉局</td><td>健康福祉局長</td><td>1～2（略）
3　要配慮者対策に関すること</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>区本部</td><td>区役所</td><td>区長</td><td>1～6（略）
7　要配慮者対策の実施に関すること</td></tr></table></td><td>◎　別表1－2－1　地震災害警戒本部の部及び区本部の事務分掌
1（略）
2　個別事項
<table><tr><th>部・区本部</th><th>担当部署</th><th>部長又は区本部長</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>健康福祉部</td><td>健康福祉局</td><td>健康福祉局長</td><td>1～2（略）
3　要配慮者支援に関すること</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>区本部</td><td>区役所</td><td>区長</td><td>1～6（略）
7　要配慮者支援の実施に関すること</td></tr></table></td><td>表記の整理</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>第3節　地震防災応急対策の初動活動体制
（追加）

第1　（略）
第2　職員の動員
1～7　（略）
8　職員参集状況の記録、報告
(1) 職員の参集状況を毎正時ごとに記録し、市町村防災支援システム等により防災危機管理局危機対策課へ報告する（準備本部設置後は、庶務部職員班へ報告する）。</td><td>第3節　地震防災応急対策の初動活動体制
南海トラフ地震臨時情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）に関する本節の運用は、現在行っていない。
第1　（略）
第2　職員の動員
1～7　（略）
8　職員参集状況の記録、報告
(1) 職員の参集状況を毎正時ごとに記録し、愛知県防災情報システム等により防災危機管理局危機対策課へ報告する（準備本部設置後は、庶務部職員班へ報告する）。</td><td>表記の整理

システム変更に伴う修正</td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		(2)　庶務部職員班は、市町村防災支援システム等により職員の参集状況を取りまとめ、本部員会議の提出し本部長に報告する。(本部幹事会議経由)	(2)　庶務部職員班は、愛知県防災情報システム等により職員の参集状況を取りまとめ、本部員会議の提出し本部長に報告する。(本部幹事会議経由)	
		第4節　地震防災応急対策に係る措置に関する事項 (追加) 第1　地震予知情報等の伝達等 (略) ◎別図1－4－1　東海地震に関連する調査情報(臨時)伝達系統図　勤務時間内 愛：愛知県防災行政無線 災：市町村防災支援システム等 ◎別図1－4－2　東海地震注意情報伝達系統図 愛：愛知県防災行政無線 災：市町村防災支援システム等 ◎別図1－4－3　警戒宣言伝達系統図 愛：愛知県防災行政無線 災：市町村防災支援システム等 ◎別図1－4－4　東海地震予知情報伝達系統図 愛：愛知県防災行政無線 災：市町村防災支援システム等 第2　発災に備えた資機材、人員等の配備手配 1　食品及び生活必需品、医薬品等の確保 (1)(略) (2)　医薬品の確保	**第4節　地震防災応急対策に係る措置に関する事項** 南海トラフ地震臨時情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)に関する本節の運用は、現在行っていない。 第1　地震予知情報等の伝達等 (略) ◎別図1－4－1　東海地震に関連する調査情報(臨時)伝達系統図　勤務時間内 愛：愛知県防災行政無線 災：愛知県防災情報システム等 ◎別図1－4－2　東海地震注意情報伝達系統図 愛：愛知県防災行政無線 災：愛知県防災情報システム等 ◎別図1－4－3　警戒宣言伝達系統図 愛：愛知県防災行政無線 災：愛知県防災情報システム等 ◎別図1－4－4　東海地震予知情報伝達系統図 愛：愛知県防災行政無線 災：愛知県防災情報システム等 第2　発災に備えた資機材、人員等の配備手配 1　食品及び生活必需品、医薬品等の確保 (1)(略) (2)　医薬品の確保	表記の整理 システム変更に伴う修正

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
ア　市立病院、保健センター等に保有又は備蓄する医薬品等の数量等を点検、確認し、応急医療体制の確立を図る。
2　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備
(1)～(9)（略）
(10) 医療・助産・保健救護用資機材及び人員の配備
ア　保健センター、市立病院を拠点として、医療・保健救護活動の準備を進めるものとする。
第3　東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の広報
1～2（略）
3　相談窓口
<table>
<tr><th>区分</th><th>事　項</th><th>窓　口</th></tr>
<tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
<tr><td>3</td><td>水道、電気、ガスの供給等に関すること
(1) 水道</td><td>上下水道局（各水道営業所）</td></tr>
</table>
第4～第11　（略）
第12　交通対策
1　道路
(1) 県公安委員会
ア～オ　（略）
カ　緊急輸送車両の確認（附属資料編 計画参考58「緊急通行車両等の確認手続等実施要領」参照）
(ア)（略）
(イ) 緊急輸送車両の確認届出
</td>
<td>
ア　（削除）保健センター等に保有又は備蓄する医薬品等の数量等を点検、確認し、応急医療体制の確立を図る。
2　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備
(1)～(9)（略）
(10) 医療・助産・保健救護用資機材及び人員の配備
ア　保健センター（削除）を拠点として、医療・保健救護活動の準備を進めるものとする。
第3　東海地震注意情報発表時及び警戒宣言時の広報
1～2（略）
3　相談窓口
<table>
<tr><th>区分</th><th>事　項</th><th>窓　口</th></tr>
<tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr>
<tr><td>3</td><td>水道、電気、ガスの供給等に関すること
(1) 水道</td><td>上下水道局（各（削除）営業センター）</td></tr>
</table>
第4～第11　（略）
第12　交通対策
1　道路
(1) 県公安委員会
ア～オ　（略）
カ　緊急輸送車両の確認（附属資料編 計画参考58「緊急通行車両等の確認手続等実施要領」参照）
(ア)（略）
(イ) 緊急輸送車両の確認申出
</td>
<td>表記の整理

組織改正に伴う修正

表記の整理</td>
</tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		(2) 県・県公安委員会・道路管理者 (略) (様 式) 第　号　　年　月　日 緊急輸送車両確認証明書 愛知県知事　印 愛知県公安委員会　印 番号標に標示されている番号 輸送人員又は品名 使用者　住所　電話番号（　）－ 氏名 輸送日時 輸送経路　出発地　目的地 備考 用紙は、日本産業規格Ａ５とする。 第13～第15　(略) 第16　市が管理又は運営等する施設に関する対策 1～3　(略) 4　不特定かつ多数の者が出入りする施設等 (1) (略) (2) 個別事項 ア～イ (略) ウ　施設別の措置 各施設における主な対応措置は次のとおりとする。	(2) 県・県公安委員会・道路管理者 (略) (削除) 第13～第15　(略) 第16　市が管理又は運営等する施設に関する対策 1～3　(略) 4　不特定かつ多数の者が出入りする施設等 (1) (略) (2) 個別事項 ア～イ (略) ウ　施設別の措置 各施設における主な対応措置は次のとおりとする。	

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><th>所管</th><th>施設名</th></tr>
<tr><td>総務局</td><td>（略）
市立大学病院、市立大学医学部附属東部医療センター、市立大学医学部附属西部医療センター
（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>健康福祉局</td><td>（略）
市立病院</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>交通局</td><td>市営交通資料センター、市電・地下鉄保存館</td></tr>
</table>
5　地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置
（1）地震防災応急対策の実施上重要な建物は以下のものとする。
ア～カ（略）
キ　（追加）水道（追加）営業所
ク　（追加）管路センター
第17　警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集・伝達
1　（略）
2　収集・伝達系統及び手段
警戒宣言時の避難状況、応急対策実施状況等に関す
</td>
<td>
<table>
<tr><th>所管</th><th>施設名</th></tr>
<tr><td>総務局</td><td>（略）
市立大学医学部附属病院群
（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>健康福祉局</td><td>（略）
（削除）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>交通局</td><td>（削除）市電・地下鉄保存館</td></tr>
</table>
5　地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置
（1）地震防災応急対策の実施上重要な建物は以下のものとする。
ア～カ（略）
キ　上下水道局営業センター
ク　上下水道局管路センター
第17　警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集・伝達
1　（略）
2　収集・伝達系統及び手段
警戒宣言時の避難状況、応急対策実施状況等に関す
</td>
<td>組織改正に伴う修正

システム変更に伴う修正</td>
</tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		る情報の収集・伝達及び地震警戒本部からの指示事項の伝達は、次の系統による。 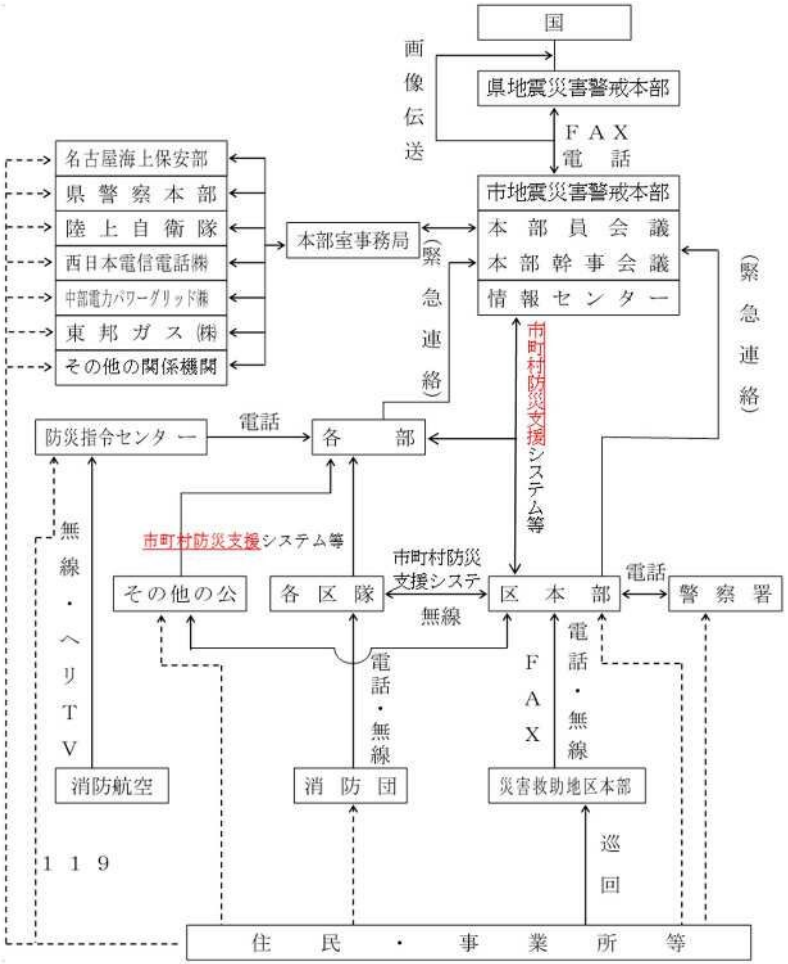 ＊　災害対策本部内における情報の共有化については、原則、市町村防災支援システムによることとし、その補完として電話及びＦＡＸ活用する。	る情報の収集・伝達及び地震警戒本部からの指示事項の伝達は、次の系統による。 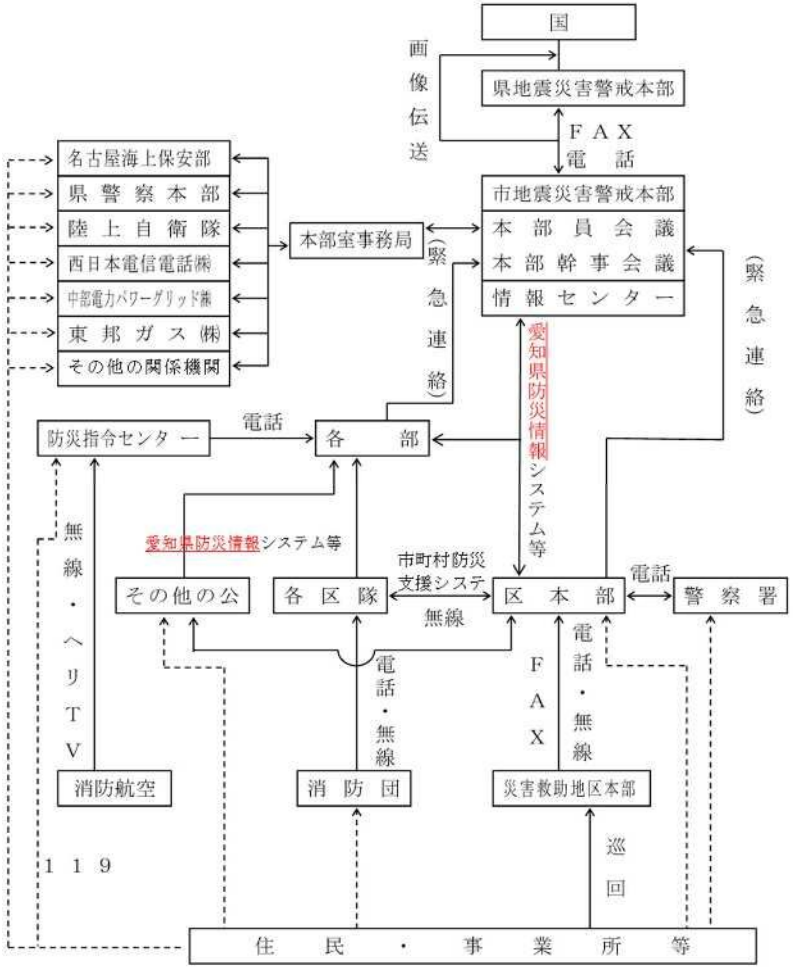 ＊　災害対策本部内における情報の共有化については、原則、愛知県防災情報システムによることとし、その補完として電話及びＦＡＸを活用する。	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		第5節　南海トラフ地震臨時情報に係る措置に関する事項 （追加）	**第5節　南海トラフ地震臨時情報に係る措置に関する事項** 南海トラフ地震臨時情報が発表された時の市内の状況は様々であり、揺れ等による被害や大津波警報等の警報が先に発表されている場合がある。その場合、揺れ等による被害や警報の対応を優先するとともに、必要な対応を状況に合わせて行うものとする。	南海トラフ地震臨時情報の対応見直しに伴う修正
		【南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応】 （略） 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、必要な災害応急対策（第2から第11までの措置）を講ずるものとする。（伝達系統図は別図1－5－2のとおり） また、（追加）津波到達前に地震動に伴う堤防沈下等の影響により、地震発生後30分以内に30cm以上の浸水が生じる地域のうち、津波避難ビルや当該地域の外に避難が可能な範囲を除いた地域を「事前避難対象地域」（「附属資料編計画資料図6」参照）と（追加）して（追加）、（追加）必要な措置を講ずるものとする。 第1　災害応急対策をとるべき期間 1　南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の（追加）地震の発生から1週間（発生から168時間経過した以降の正時までの期間をいう。以下同じ。）、後発地震（規模については最大クラス（M9クラ	【南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応】 （略） 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、必要な災害応急対策（第2から第11までの措置）を講ずるものとする。（伝達系統図は別図1－5－2のとおり） また、本市では津波到達前に地震動に伴う堤防沈下等の影響により、地震発生後30分以内に30cm以上の浸水が生じる地域のうち、津波避難ビルや当該地域の外に避難が可能な範囲を除いた地域を「事前避難対象地域」（「附属資料編計画資料図6」参照）と指定しており、当該地域に対しては必要な措置を講ずるものとする。 第1　災害応急対策をとるべき期間 1　南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の最初の地震の発生から1週間（発生から168時間経過した以降の正時までの期間をいう。以下同じ。）、後発地震（規模については最大クラス（M9クラス）	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		ス）の地震が発生することを想定）に対して警戒する措置をとるものとする。 2　（追加）地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間（発生から336時間経過した以降の正時までの期間をいう。）、後発地震に対して注意する措置（後段【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応】参照）をとるものとする。 第2　発災に備えた資機材等の確保 1　食品及び生活必需品、医薬品等の確保 (1)（略） (2) 医薬品等の確保 ア　市立病院、保健センター等に保有又は備蓄する医薬品等の数量等を点検、確認し、応急医療体制の確立に向けた準備を行う。 2　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の確保 (1)～(7)（略） (8) 医療・助産・保健救護用資機材及び人員の確保 ア　保健センター、市立病院を拠点とし、医療・保健救護活動の準備を進める。 第3　広報 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（追加）に伴う混乱の発生を未然に防止し、災害応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、事前避難に関する情	の地震が発生することを想定）に対して警戒する措置をとるものとする。 2　最初の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間（発生から336時間経過した以降の正時までの期間をいう。）、後発地震に対して注意する措置（後段【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応】参照）をとるものとする。 第2　発災に備えた資機材等の確保 1　食品及び生活必需品、医薬品等の確保 (1)（略） (2) 医薬品等の確保 ア　（削除）保健センター等に保有又は備蓄する医薬品等の数量等を点検、確認し、応急医療体制の確立に向けた準備を行う。 2　災害応急対策等に必要な資機材及び人員の確保 (1)～(7)（略） (8) 医療・助産・保健救護用資機材及び人員の確保 ア　保健センター（削除）を拠点とし、医療・保健救護活動の準備を進める。 第3　広報 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に伴う混乱の発生を未然に防止し、災害応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、事前避難に関する情報、	表記の整理 南海トラフ地震臨時情報の対応見直しに伴う修正

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
報（追加）など住民に密接に関係のある事項について周知する。
また住民や事業者等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、必要な防災対応をとるよう呼びかける。
＜住民の取るべき措置（追加）＞
<table>
<tr><th>日頃からの地震への備えの再確認の例</th><th>安全な防災行動の例</th></tr>
<tr><td>・避難場所・避難経路の確認
・家族との安否確認手段の確認
・家具の固定の確認
・非常持出品の確認
・出火の防止、危険物の安全措置の確認
・隣近所との連絡・助け合いに関する確認
（追加）</td><td>・事前避難対象地域・津波・土砂災害などの危険が高い場所に、なるべく近づかないようにする。
・屋内のできるだけ安全な場所で（追加）生活する。
・ベッドの頭上や高い場所に物を置かない。
・防災情報の入手方法を確認する。</td></tr>
</table>
＜事業者のとるべき措置＞
<table>
<tr><th>日頃からの地震への備えの再確認の例</th><th>施設・設備等の点検の例</th></tr>
<tr><td>・安否確認手段の確認
・什器の固定・落下防止対策の確認
・食料や燃料等の備蓄の</td><td>・主要生産設備の点検
・施設の耐震診断結果に基づく危険個所の点検
・転倒・落下物の危険個所</td></tr>
</table>
</td><td>
住民のとるべき措置など住民に密接に関係のある事項について周知する。
（削除）
＜住民のとるべき措置の例＞
<table>
<tr><th>日頃からの地震への備えの再確認</th><th>特別な備え</th></tr>
<tr><td>・避難場所・避難経路の確認
・家族との安否確認手段の確認
・家具の固定の確認
・非常持出品の確認
・出火の防止、危険物の安全措置の確認
・隣近所との連絡・助け合いに関する確認
・ベッド頭上や高い場所に物が置かれていないことの確認</td><td>・事前避難対象地域や津波・土砂災害などの危険が高い場所に、なるべく近づかないこと
・屋内のできるだけ安全な場所でのの生活
・すぐ逃げられる態勢の維持
・非常持出品の常時携帯</td></tr>
</table>
（削除）
<table>
<tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
<tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		確認 ・発災時の職員の役割分担の確認 の点検 ・緊急用自動車の点検 なお、事前避難対象地域内に対しては、最初の地震に伴う大津波警報等の切替後、後発地震に備えた避難を呼びかけ、住民避難を継続する。 （追加） 1　広報項目（追加） 広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。なお、広報の手段等により適宜広報内容を選定し広報するものとする。 (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容 (2) 落ち着いた行動の呼びかけ (3) 日頃からの地震への備えの再確認（追加）の呼びかけ (4) テレビ、ラジオ（追加）等で正確な情報をつかむことの呼びかけ (5) 公共交通機関の運行状況 （追加）	（削除） 1　事前避難対象地域外の住民への広報 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表後、直ちに広報する。ただし、最初の地震に伴う大津波警報が発表されている場合は、津波想定浸水区域への広報は警報解除後から広報する。 (1) 広報項目（注意措置の呼びかけ） 広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。なお、広報の手段等により適宜広報内容を選定し広報するものとする。 ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容 （削除） イ　日頃からの地震への備えの再確認及び特別な備え（住民のとるべき措置）をした上で社会経済活動を継続することの呼びかけ ウ　テレビ、ラジオ、スマートフォン等で正確な情報をつかむことの呼びかけ エ　公共交通機関の運行状況 オ　交通規制及び道路の状況	南海トラフ地震臨時情報の対応見直しに伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		(6) ライフラインに関する情報 （追加） （追加） (7) 事前避難の呼びかけ (8) 市長から市民への呼びかけ （追加） （追加）	カ　ライフラインに関する情報 キ　市が管理又は運営等する施設の開館・休止状況 ク　過度な買いだめ・買い急ぎ禁止の呼びかけ （削除） ケ　市長から市民への呼びかけ コ　その他状況に応じて、住民に伝達する必要があると認める事項 (2) 広報手段及び方法等 ア　広報車 （ア）担当部 区本部 （イ）広報の方法 a 区本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは直ちに各区隊（消防隊、環境隊、土木隊、水道隊）に対し広報車による住民広報実施の協力を依頼する。 b 区本部及び各区隊は、協議によりあらかじめ定めた区域、巡回経路、広報内容等によりそれぞれ広報を行う。なお、広報内容の正確な伝達を確保するため、停止して広報を行うことを原則とする。 イ　航空機（ヘリコプター1機） （ア）担当部 消防部（消防航空隊） （イ）広報の方 航空機の拡声装置を活用し、津波災害警戒区	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
			域、土砂災害警戒区域、木造家屋密集地域等を重点に広報を行う。 ウ　テレビ、ラジオ等 市長から市民への呼びかけを行う。 エ　その他 大型映像装置、市公式ウェブサイト、消防テレホンサービス、市公式ＳＮＳ等を活用しての広報を行う。	
		（追加）【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の広報文例】 こちらは、名古屋市です。○月○日　午前(午後)○時○分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。これにより、この地方においても、時間差で大規模地震が発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられます。 （追加）地震が確実に発生するということではありませんが、市民の皆さんは、落ち着いて、今後２週間、次の地震発生に備えてください。 （略） ○　津波・土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかないなど、安全な防災行動をとってください。 （略） ○　名古屋市内の公共交通機関は、現在運行されています。混乱を起こさないように心がけてください。	例1-1　【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の広報文例】 こちらは、名古屋市です。○月○日　午前(午後)○時○分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。現在、名古屋市内に被害を及ぼす大規模地震の発生する可能性が平常時に比べて百倍程度高い状況です。大規模地震が確実に発生するということではありませんが、次の地震発生に備え１週間警戒してください。 （略） ○　津波・土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかない、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など特別な備えをした上で、社会経済活動を継続してください。 （略） ○　名古屋市内の公共交通機関は、現在○○（各交通機関のウェブサイト等を確認して内容を決める）で	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
			す。	
		○　なお、大規模地震が発生した場合には、堤防沈下等による即時浸水・建物の倒壊・土砂災害の発生のおそれがあります。特に浸水が想定される事前避難対象地域内にお住まいの方は対象地域外の知人・親類宅や事前避難先として開設されている避難所などに、1週間事前避難してください。	（削除）	
		（追加）	○　交通規制は○○（警察及び各道路管理者に確認して内容を決める）です。また、事前避難対象地域内へ立ち入りは、極力避けてください。	
		（追加）	○　水道・電気・ガスなどのライフラインは、平常通り使用できます。	
		（追加）	○　市が管理又は運営等を行う施設はおおむね平常通り開設されておりますが、事前避難対象地域内の施設や事前避難先として指定されている施設では一部休止しております。	
		（追加）	○　自宅の耐震性に不安のある方や土砂災害のおそれがある方は、耐震性のある知人・親類宅への避難や土砂災害のおそれがない知人・親類宅へ避難することをご検討ください。また、事前避難先の避難所に避難することもできます。	
		（事前避難対象地域を含む学区）	（削除）	
		○　○○学区は、事前避難対象地域を含む学区です。事前避難先として開設されている避難所は、近隣の○○小学校、○○中学校、名古屋市内のスポーツセンター、生涯学習センター等になります。	（削除）	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		○　災害発生後の避難ではないため、1週間の避難生活に必要な食料、飲料水、日用品、マスク等の衛生用品等は、各自で持ち込んでいただくか、避難後に調達いただくこと等により、各自でご用意ください。 ○　また、建物の耐震性不足・土砂災害の不安がある方も、これらの避難所に避難することができます。 （上記以外の学区） ○　事前避難先として開設されている避難所は、名古屋市内のスポーツセンター・生涯学習センター等になります。 （略） ○　また、建物の耐震性不足・土砂災害の不安がある方も、これらの避難所に避難することができます。 （追加） 《繰り返す》 （追加） （追加）	（削除） （削除） （削除） ○　事前避難先として開設されている避難所は、名古屋市内のスポーツセンター、生涯学習センター等です。 （略） （削除） ○　事前避難対象地域外では、社会経済活動が継続されています。過度な買いだめ・買い急ぎはおやめください。 《繰り返す》 ※被害がある場合・警報等が発表されている場合等、状況を踏まえた内容に修正し広報すること。 例1-2【後発地震が発生しないまま１週間が経過し、国からの呼びかけがあった場合の広報文例】 こちらは、名古屋市です。○月○日　午前(午後)○時○分に、国から、最初の地震発生時から１週間が経過し、事前避難など大規模地震への警戒措置を解除する呼びかけがありました。	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		（追加）【後発地震が発生しないまま2週間が経過し、国からの呼びかけがあった場合の広報文例】 （略） （追加）	最初の地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いていますが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではありません。引き続き、家具の固定をはじめとする日頃からの地震の備えの再確認や特別な備えをするなど、さらに１週間は次の地震の発生に注意しながら生活を送ってください。 《繰り返す》 例1-3【後発地震が発生しないまま2週間が経過し、国からの呼びかけがあった場合の広報文例】 （略） 2　事前避難対象地域の住民への広報 最初の地震に伴う大津波警報が発表されている場合は、警報解除後、後発地震に備えた事前避難を１週間呼びかける。 (1) 広報項目（警戒措置の呼びかけ） 広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。なお、広報の手段等により適宜広報内容を選定し広報するものとする。 ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容 イ　事前避難の呼びかけ及び避難所開設の内容 ウ　公共交通機関の運行状況 エ　交通規制及び道路の状況 オ　ライフラインに関する情報 カ　過度な買いだめ・買い急ぎ禁止の呼びかけ キ　テレビ、ラジオ、スマートフォン等で正確な情	表記の整理

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
			報をつかむことの呼びかけ ク　市長から市民への呼びかけ ケ　その他状況に応じて、住民に伝達する必要があると認める事項	
		2　広報手段及び方法等 (1) 広報車 ア　担当部 （略） イ　広報の方法 (ア)（略） (イ)（略） (2) 航空機（ヘリコプター１機） ア　担当部 （略） イ　広報の方法 （略） (3) 同報無線 ア　担当部 本部室事務局 イ　広報の方法 同報無線を利用し、事前避難対象地域を対象に広報を行う。(追加)（附属資料編　計画資料68）	(2) 広報手段及び方法等 ア　広報車 (ア) 担当部 （略） (イ) 広報の方法 a　（略） b　（略） イ　航空機（ヘリコプター１機） (ア) 担当部 （略） (イ) 広報の方法 （略） ウ　同報無線 (ア) 担当部 （略） (イ) 広報の方法 同報無線を利用し、事前避難対象地域を対象に広報を行う。ただし、大津波警報が発表された場合は、事前避難対象地域の住民が地域外に避難していることも考えられるため、対象地域の状況に合わせて広報を行う。（附属資料編　計画資料68）	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		（4）テレビ、ラジオ等 （略） （追加）	エ　テレビ、ラジオ等 （略） オ　その他 大型映像装置、市公式ウェブサイト、消防テレホンサービス、市公式ＳＮＳ等を活用しての広報を行う。	
		（追加）	例2-1　【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の事前避難対象地域住民向け広報文例】	南海トラフ地震臨時情報の対応見直しに伴う修正
		（追加）	こちらは、名古屋市です。〇月〇日　午前(午後)〇時〇分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。現在、名古屋市内に被害を及ぼす大規模地震の発生する可能性が平常時に比べて百倍程度高い状況です。大規模地震が確実に発生するということではありませんが、次の地震発生に１週間警戒してください。 〇　〇〇学区は、事前避難対象地域を含む学区です。事前避難対象地域では、大規模地震が発生した場合、堤防沈下等による即時浸水・建物の倒壊のおそれがあります。事前避難対象地域内にお住まいの方は対象地域外の知人・親類宅や事前避難先として開設されている避難所などに、1週間事前避難してください。 〇　事前避難先として開設されている避難所は、近隣の〇〇小学校、〇〇中学校を始め名古屋市内のスポーツセンター、生涯学習センター等になります。 〇　災害発生後の避難ではないため、1週間の避難生	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
			活に必要な食料、飲料水、日用品、マスク等の衛生用品等は、各自で持ち込んでいただくか、避難後に調達いただくこと等により、各自でご用意ください。 ○　また、自宅の耐震性に不安のある方や土砂災害のおそれがある方も、事前避難先の避難所に避難することができます。 ○　名古屋市内の公共交通機関は、現在○○（各交通機関のウェブサイト等を確認して内容を決める）です。 ○　事前避難対象地域内の交通規制は○○（警察及び各道路管理者に確認して内容を決める）です。車両の走行は、極力避けてください。 ○　水道・電気・ガスなどのライフラインは、平常通り使用できます。 ○　事前避難対象地域外では、社会経済活動が継続されています。避難生活に必要なものを調達することもできますので、過度な買いだめ・買い急ぎはおやめください。 ○　テレビ・ラジオ・スマートフォンなどにより、引き続き正確な情報を確認してください。 《繰り返す》	
		（追加）	※被害がある場合や警報等が発表されている場合等、状況を踏まえた内容に修正し広報すること。	
		（追加）	※【後発地震が発生しないまま１週間が経過し、国からの呼びかけがあった場合の広報文例】及び【後発地震	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
			が発生しないまま２週間が経過し、国からの呼びかけがあった場合の広報文例】は、例1-2、例1-3を参照する。	
		（追加）【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の市長から市民への呼びかけ文例】	例2-2　【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の市長から市民への呼びかけ文例】	
		（略） この情報は、南海トラフ沿いでの大規模地震の発生可能性が、平常時に比べて相対的に高まっていると評価された際に発表される情報です。（追加）地震が確実にくるということではありませんが、市民の皆さんは、落ち着いて次の地震発生に備えてください。 具体的には、家具の固定や食料・飲料水の備蓄といった日頃からの地震への備えを再確認するとともに、津波・土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかないといった安全な防災行動をとるなど、今後2週間、地震の発生に備えてください。 なお、大規模地震が発生した場合には、堤防沈下等による即時浸水・建物の倒壊・土砂災害の発生のおそれがあります。特に浸水が想定される事前避難対象地域内にお住まいの方は、対象地域外の知人・親類宅や事前避難先として開設されている避難所などに、1週間事前避難してください。事前避難先として開設されている避難所は、（追加）名古屋市内のスポーツセンター・生涯学習センター等になります。災害発生後の避難ではないため、1週間の避難生活に必要な食料、飲料水、日用品、マスク等の衛生用品等は、各自で持	（略） この情報は、南海トラフ沿いでの大規模地震の発生可能性が、平常時に比べて百倍程度高い状況と評価された際に発表される情報です。大規模地震が確実にくるということではありませんが、市民の皆さんは、１週間次の地震発生に警戒してください。 （削除） 事前避難対象地域内にお住まいの方は、大規模地震が発生した場合（削除）、堤防沈下等による即時浸水・建物の倒壊（削除）のおそれがありますので、対象地域外の知人・親類宅や事前避難先として開設されている避難所などに、1週間事前避難してください。事前避難先として開設されている避難所は、あらかじめ指定されている小学校・中学校を始め、名古屋市内のスポーツセンター・生涯学習センター等になります。災害発生後の避難ではないため、1週間の避難生活に必要な食料、飲料水、日用品、マスク等の衛生用品等は、	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		ち込んでいただくか、避難後に調達いただくこと等により、各自でご用意ください。また、建物の耐震性不足・土砂災害の不安がある方も、これらの避難所に避難することができます。 （追加） 大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、正確な情報をテレビ、ラジオ、スマートフォンなどで確認してください。秩序正しく冷静に行動していただくことをお願いします。 （追加） (5) その他 大型映像装置、市ホームページ、消防テレホンサービス等を活用しての広報を行う。 3　報道機関への広報依頼 (1)～(2) (略) (3)内容 ア (略) イ　日頃からの地震への備えの再確認（追加）の呼	各自で持ち込んでいただくか、避難後に調達いただくこと等により、各自でご用意ください。また、自宅の耐震性に不安のある方や土砂災害のおそれがある方も、これらの避難所に避難することができます。 事前避難対象地域以外にお住まいの方は、家具の固定や食料・飲料水の備蓄といった日頃からの地震への備えを再確認するとともに、津波・土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかない、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など特別な備えをした上で、社会経済活動を継続し、次の地震発生に備えてください。 大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、正確な情報をテレビ、ラジオ、スマートフォンなどで確認してください。また、社会経済活動は概ね継続しておりますので、過度な買いだめや買い急ぎは控えていただくことをお願いします。 ※被害がある場合・警報等が発表されている場合等、状況を踏まえた内容に修正し広報すること。 （削除） 3　報道機関への広報依頼 (1)～(2) (略) (3)内容 ア (略) イ　日頃からの地震への備えの再確認及び特別な	

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>びかけ
ウ　市及び防災関係機関が行う応急対策の内容
(ア)～(ウ)（略）
(エ) 水道、電気、ガスの供給状況
（追加）

(オ) その他状況に応じて、本部から住民に伝達する必要があると認める事項
4　相談窓口
<table><tr><th>区分</th><th>事　項</th><th>窓　口</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3</td><td>水道、電気、ガスの供給等に関すること
(1) 水道</td><td>上下水道局（各水道営業所）</td></tr></table>第4　避難対策
1　住民等の避難行動等
市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとるよう呼びかける。
また、市は事前避難対象地域内の住民やそれ以外の地域で自宅の耐震性不足・土砂災害の不安等を抱える住民等に対し、対象地域外の知人・親類宅や事前避難先として開設された指定避難所への1週間の事前避難を呼びかける。なお、（追加）避難先（追加）への移動は、徒歩によることを基本とし、要配慮者その他やむを得ない事由を有する者</td>
<td>備えの呼びかけ
ウ　市及び防災関係機関が行う応急対策の内容
(ア)～(ウ)（略）
(エ) ライフラインの（削除）状況
(オ) 市が管理又は運営等する施設の開館・休止状況
(カ) その他状況に応じて、本部から住民に伝達する必要があると認める事項
4　相談窓口
<table><tr><th>区分</th><th>事　項</th><th>窓　口</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3</td><td>水道、電気、ガスの供給等に関すること
(1) 水道</td><td>上下水道局（各（削除）営業センター）</td></tr></table>第4　避難対策
1　住民等の避難行動等
（削除）

（削除）市は、事前避難対象地域内の住民やそれ以外の地域で自宅の耐震性不足・土砂災害の不安等を抱える住民等に対し、対象地域外の知人・親類宅や事前避難先として開設された指定避難所への1週間の事前避難を呼びかける。なお、事前避難先として開設された指定避難所への移動は、徒歩によることを基本とし、要配慮者その他やむを</td>
<td>南海トラフ地震臨時情報の対応見直しに伴う修正</td>
</tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		は、自家用車による避難を行うことができるものとする。 (1)～(3)（略） 2　平時における周知・啓発 事前避難対象地域内の住民及び土砂災害警戒区域内の住民等並びに住宅の耐震性が不足している住民等に対しては、平常時から、ハザードマップや住宅の耐震診断等により、自らの住まい等のリスクを理解させ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、避難を検討できるようにする。 3　児童・生徒等の安全対策 （略） （追加） (1) 在校（園）時 次のとおり対応する。 ア　情報が発表されたことを、すみやかに児童（追加）等に伝える。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにさせる。 イ　情報が発表されたことを、保護者に伝え（追加）る。	得ない事由を有する者は、自家用車による避難を行うことができるものとする。 (1)～(3)（略） （削除） 2　市立学校等の対応 （略） (1)　事前避難対象地域内にある学校及び校区内に事前避難対象地域を含む学校 ア　児童生徒の安全確保の観点や事前避難先となることから、原則として1週間休校する。 イ　休校対象となる学校におけるすべての学校施設開放及びトワイライトスクール・ルームも原則として1週間中止とする。 (ア) 在校（削除）時 （削除） a　情報が発表されたことを、すみやかに児童・生徒等に伝える。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにさせる。 b　情報が発表されたことを保護者に伝え、状況に応じて、児童・生徒等を保護者に引き渡す等に	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
			より、帰宅させる。ただし、すぐに被害の発生が想定される場合等は、児童・生徒等を安全な場所に避難させ、保護者に状況を伝える。	
		ウ　既に南海トラフの一部で地震が発生し、すぐに被害の発生が想定される等、状況によっては、児童等を安全な場所に避難させ、保護者に状況を伝える。	（削除）	
		エ　状況によっては、児童等を保護者に引き渡す等により、帰宅させる。	（削除）	
		(2) 登下校（園）中 あらかじめ、次のことについて指導しておく。	(イ) 登下校（削除）中 （削除）	
		ア　（追加）登校中の場合は、原則としてそのまま登校する。登校したら、在校時の指導に準ずる。	a　児童・生徒等が登校中の場合は、原則としてそのまま登校させる。登校したら、在校時の指導に準ずる。	
		イ　（追加）下校中の場合は、原則としてそのまま下校する。下校後は、在宅時の指導に準ずる。	b　児童・生徒等が下校中の場合は、原則としてそのまま下校させる。下校後は、在宅時の指導に準ずる。	
		(3) 在宅時 あらかじめ、次のことについて（追加）指導しておく。	(ウ) 在宅時 あらかじめ次のことについて児童・生徒等に指導しておく。	
		ア　（追加）情報が発表されたことを知った場合は、日頃からの地震への備えの再確認（追加）をする。 （追加）	a　児童・生徒等は、情報が発表されたことを知った場合（削除）、日頃からの地震への備えの再確認及び特別な備えをする。また、事前避難対象地域内に自宅がある場合は、保護者と共に事前避難を行う。	
		イ　校区内に事前避難対象地域を含む市立小中学校	b　（削除）原則として1週間休校とする。	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		は、原則として1週間休校する。 ウ　イ以外の学校については、特に学校から連絡がない限り、授業が行われるので、通常どおり、登校する。 （追加）	（削除） (2) 上記以外の学校（園） ア　在校（園）時 （ア）情報が発表されたことを、すみやかに児童・生徒等に伝える。その際、情報を適切に伝え、不必要な不安をもたないようにさせる。 （イ）情報が発表されたことを、保護者に伝える。 （ウ）すぐに被害の発生が想定される等、状況によっては、児童・生徒等を安全な場所に避難させ、保護者に状況を伝える。 （エ）状況によっては、児童・生徒等を保護者に引き渡す等により、帰宅させる。 イ　登下校（登降園）中 （ア）児童・生徒等が登校（園）中の場合は、原則としてそのまま登校（園）させる。登校（園）したら、在校（園）時の指導に準ずる。 （イ）児童・生徒等が下校（降園）中の場合は、原則としてそのまま下校（降園）させる。下校（降園）後は、在宅時の指導に準ずる。 ウ　在宅時 あらかじめ次のことについて児童・生徒等に指導しておく。 （ア）児童・生徒等は、情報が発表されたことを知	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
			った場合、日頃からの地震への備えの再確認及び特別な備えをする。 （イ）特に学校（園）から連絡がない限り、授業が行われるので、通常どおり、登校（園）する。	
		（追加） (4) 野外教育・修学旅行・その他の校外学習 予定どおり実施する。すぐに被害の発生が想定される等、状況によっては、予定を変更する。 （追加） （追加）	(3) 全校共通事項 ア　野外教育・修学旅行・その他の校外学習 （削除） （ア）出発前の場合は、出発を中止する。 （イ）出発後（活動中）の場合は、直ちに活動を中止して、児童生徒を避難させるなど安全な場所で待機をさせる。関係各所と連携して情報収集し、帰路の安全が確認できた段階で、帰路に就くようにする。	
		（追加） (5) 校区内に事前避難対象地域を含む学校 次のとおり対応する ア　校区内に事前避難対象地域を含む市立小中学校は、児童生徒の安全確保の観点や事前避難先となることから、原則として1週間休校する。 イ　休校対象となる学校は、あらかじめ児童・生徒の引渡し方法や、両親が共働きの家庭等の留守児童の預かり先について検討し確認しておく。	イ　部活動は、原則として1週間中止とする。 （削除）	
		第5　消防・水防対策 1　消防及び水防機関は、出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、南海トラフ地震臨時情報（巨大地	第5　消防・水防対策 1　消防及び水防機関は、出火及び混乱の防止等に関して講ずる措置として、南海トラフ地震臨時情報（巨大	表記の整理

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		震警戒）発表時から、次の事項を重点としてその対策を推進するものとする。（追加） (1)～(2)（略） (3) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達 (4) 自主防災組織、自衛消防組織等の防災活動に対する情報提供、注意喚起の実施 (5) 関係機関との連絡体制の確認 (6) 水防資機材の点検 第6～第8　（略） 第9　交通対策 1　道路 (1) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。 (2)（略） （追加） 2　（略） 3　鉄道 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。 また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運行規制等の情報につ	地震警戒）発表時から、次の事項を重点としてその対策を推進するものとする。なお、津波警報等の警報が先に発表されている場合は、警報の対応を優先する。 (1)～(2)（略） （削除） (3) 自主防災組織、自衛消防組織等の防災活動に対する情報提供、注意喚起の実施 (4) 関係機関との連絡体制の確認 (5) 水防資機材の点検 第6～第8　（略） 第9　交通対策 1　道路 (1) 県警察は、（削除）運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。 (2)（略） (3) 市は、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するように周知する。 2　（略） 3　鉄道 鉄道事業者は、（削除）安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、南海トラフ地震臨時情報（調査中）（削除）の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運行規制等の情報について、情報の提供に努めるものとする。	南海トラフ地震臨時情報の対応見直しに伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		いて、情報の提供に努めるものとする。 (1) 名古屋市営地下鉄 ア　南海トラフ地震臨時情報受領時 (ア) 警戒態勢 (略) (2) (略) (3) 名古屋臨海高速鉄道 ア　運行に関する措置 列車の本数を減らし、徐行等による運行とする。 (4) 愛知高速交通株式会社 ア　列車の運転計画 (ア) 南海トラフ(追加)臨時情報(調査中)が発表されたときは、原則として運転を継続する。 (イ) その後の南海トラフ(追加)臨時情報(巨大地震警戒又は巨大地震注意)が発表されたときに備えて、全ての営業列車に係員を添乗させるために動員手配する。 (ウ) 南海トラフ(追加)臨時情報(巨大地震警戒又は巨大地震注意)が発表されたときは、操縦者の動員状況や他社局の運行状況、南海トラフ(追加)臨時情報発表からの経過時間を考慮して、列車の運転本数を間引きする運行計画を立て、関係者向	(1) 名古屋市営地下鉄 ア　南海トラフ地震臨時情報受領時 (ア) 情報の伝達 (略) (2) (略) (3) 名古屋臨海高速鉄道 ア　運行に関する措置 (ア) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたときは、平常通り運行する。 (イ) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたときは、速度を落として運行する。運行状況等により一部列車の運休を行う可能性がある。 (4) 愛知高速交通株式会社 ア　列車の運転計画 (ア) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたときは、原則として運転を継続する。 (イ) その後の南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒(削除))が発表されたときに備えて、全ての営業列車に係員を添乗させるために動員手配する。 (ウ) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒(削除))が発表されたときは、操縦者の動員状況や他社局の運行状況、南海トラフ地震臨時情報発表からの経過時間を考慮して、列車の運転本数を間引きする運行計画を立て、関係者向けに周知したう	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		けにに周知したうえで実施する。 4　バス（名古屋市営バス） ア　南海トラフ地震臨時情報受領時 （ア）警戒態勢 第10　市が管理又は運営等する施設等に関する対策 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、自ら管理･運営等する道路、河川、不特定かつ多数の者が出入りする施設、あるいは災害応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。なお、安全確保の観点から、事前避難対象地域に立ち入ることはできる限り避けるものとし、立ち入る場合には最大限警戒しながら、必要な対応を図るものとする。 1～3（略） 4　災害応急対策の実施上重要な建物 (1)　災害応急対策の実施上重要な建物は次のとおりとする。 ア～カ（略） キ　（追加）水道（追加）営業所 ク　（追加）管路センター 第11　滞留旅客等に対する措置 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等に対する措置として、広報車、報道機関等により次の事項の広報を実施する。 1　（略） 2　テレビ、ラジオ（追加）等から正確な情報の収集に努めることの呼びかけ	えで実施する。 4　バス（名古屋市営バス） ア　南海トラフ地震臨時情報受領時 （ア）情報の伝達 第10　市が管理又は運営等する施設等に関する対策 市は（削除）、自ら管理･運営等する道路、河川、不特定かつ多数の者が出入りする施設、及び災害応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。なお、安全確保の観点から、事前避難対象地域に立ち入ることはできる限り避けるものとし、立ち入る場合には最大限警戒しながら、必要な対応を図るものとする。 1～3（略） 4　災害応急対策の実施上重要な建物 (1)　災害応急対策の実施上重要な建物は次のとおりとする。 ア～カ（略） キ　上下水道局営業センター ク　上下水道局管路センター 第11　滞留旅客等に対する措置 市は、（削除）滞留旅客等に対する措置として、広報車、報道機関等により次の事項の広報を実施する。 1　（略） 2　テレビ、ラジオ、スマートフォン等から正確な情報の収集に努めることの呼びかけ	表記の整理 組織改正に伴う修正 表記の整理

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>3　（略）
4　落ち着いて行動することの呼びかけ

第12　事業者の対応
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事業者は、日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておく必要がある。
（追加）
<table><tr><td>（追加）</td><td>（追加）</td></tr><tr><td>（追加）</td><td>（追加）</td></tr></table>
また、事前避難対象地域内の事業者は、明らかに生命に</td><td>3　（略）
4　津波・土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかない、事前避難対象地域内には行かない、すぐに逃げられる態勢の維持の呼びかけ
第12　事業者の対応
（削除）事業者は、日頃からの地震への備えを再確認や特別な備え等防災対応をとりつつ、社会経済活動を継続する。また、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるよう施設・設備等の点検など準備をしておく。
＜事業者のとるべき措置＞
<table><tr><td>日頃からの地震への備えの再確認の例</td><td>施設・設備等の点検の例</td></tr><tr><td>・安否確認手段の確認
・避難場所・避難経路及び避難誘導手順の確認
・従業員や施設利用者への情報の正確かつ迅速な伝達方法の確認
・什器の固定・落下防止対策の確認
・食料や燃料等の備蓄の確認
・発災時の職員の役割分担の確認</td><td>・主要生産設備の点検
・施設の耐震診断結果に基づく危険個所の点検
・転倒・落下物の危険個所の点検
・緊急用自動車の点検</td></tr></table>
また、事前避難対象地域内の事業者は、明らかに生命に</td><td>南海トラフ地震臨時情報の対応見直しに伴う修正</td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		危険が及び活動等については、危険を回避する措置（事業中止等）を検討する。ただし、事業継続しながら従業員や利用者等の安全措置等を図れる場合には、その措置を推奨する。 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応】 第1（略） （追加） 第2　広報 （略） また、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとるよう呼びかける。 1　広報項目 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第3　1のとおり （追加）	危険が及ぶ活動等については、危険を回避する措置（事業中止等）を検討する。ただし、事業継続しながら従業員や利用者等の安全措置等を図れる場合には、その措置を推奨する。 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応】 第1（略） 第2　発災に備えた資機材等の確保 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第2を準用する。 第3　広報 （略） （削除） 1　広報項目 （削除） (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容 (2) 日頃からの地震への備えの再確認及び特別な備え（住民のとるべき措置）をした上で社会経済活動を継続することの呼びかけ (3) テレビ、ラジオ、スマートフォン等で正確な情報をつかむことの呼びかけ (4) 公共交通機関の運行状況 (5) ライフラインに関する情報 (6) 市長から市民への呼びかけ	表記の整理

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
			(7) その他状況に応じて、市民に伝達する必要があると認める事項	
		2　広報手段及び方法等 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第3　2(4)(5)のとおり 【南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の広報文例】	2　広報手段及び方法等 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第3　1(2)ウ、エを準用する。 【南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の広報文例】	南海トラフ地震臨時情報の対応見直しに伴う修正
		こちらは、名古屋市です。○月○日　午前(午後)○時○分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。このため、南海トラフ地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられます。 （略） ○　津波・土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかないなど、安全な防災行動をとってください。 （略） ○　名古屋市内の公共交通機関は、現在運行されています。混乱を起こさないように心がけてください。 《繰り返す》	こちらは、名古屋市です。○月○日　午前(午後)○時○分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。このため、南海トラフ地震の発生可能性が平常時に比べて数倍程度高い状態です。 （略） ○　津波・土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかない、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など特別な備えをした上で、社会経済活動を継続してください。 （略） ○　名古屋市内の公共交通機関は、平常通り運行されています。（削除） 《繰り返す》	
		（略） （追加） 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の市長から市民への呼びかけ文例】	（略） ※被害がある場合・警報等が発表されている場合等、状況を踏まえた内容に修正し広報すること。 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の市長から市民への呼びかけ文例】	
		（略）	（略）。	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		この情報は、南海トラフ沿いでの大規模地震の発生可能性が、平常時に比べて相対的に高まっていると評価された際に発表される情報です。地震が確実にくるということではありませんが、市民の皆さんは、（追加）落ち着いて次の地震発生に備えてください。 具体的には、家具の固定や食料・飲料水の備蓄といった日頃からの地震への備えを再確認するとともに、津波・土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかないといった安全な防災行動をとるなど、今後１週間（※）、地震の発生に備えてください。 大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、正確な情報をテレビ、ラジオ、スマートフォンなどで確認してください。秩序正しく冷静に行動していただくことをお願いします。	この情報は、南海トラフ沿いでの大規模地震の発生可能性が、平常時に比べて数倍程度高い状態と評価された際に発表される情報です。地震が確実にくるということではありませんが、市民の皆さんは、今後１週間（※）落ち着いて次の地震発生に備えてください。 具体的には、家具の固定や食料・飲料水の備蓄といった日頃からの地震への備えを再確認するとともに、津波・土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかない、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など特別な備えをした上で、社会経済活動を継続してください。 大切なことは、皆さんの落ち着いた行動です。デマなどに惑わされず、正確な情報をテレビ、ラジオ、スマートフォンなどで確認してください。（削除）	
		3　報道機関への広報依頼 （追加） 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第3　3のとおり （追加）	3　報道機関への広報依頼 (1)　担当部 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第3　3(1)　を準用する。 (2)　方法 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第3　3(2)　を準用する。 (3)　内容 ア　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容 イ　日頃からの地震への備えの再確認と特別な備え（住民のとるべき措置）をした上で社会経済活動を	表記の整理

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
			継続する呼びかけ ウ　市及び防災関係機関が行う応急対策の内容 （ア）公共交通機関の状況 （イ）交通規制及び道路の状況 （ウ）ライフラインに関する状況 （エ）その他状況に応じて、本部から住民に伝達する必要があると認める事項 エ　消防計画、予防規程、防災規程等を作成している事業所に対する災害応急対策実施の呼びかけ	
		4　相談窓口 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第3　4のとおり （追加）	4　相談窓口 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第3　4を準用する。 第4　避難対策 1　住民等の避難行動等 市は、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認することや特別な備え等必要な防災対応をとった上で、社会経済活動を継続するよう呼びかけるのみとする。また、区本部長は、住民等から要請があった場合は、事前避難先として確保されている指定避難所を開設する。なお、開設する場合は、【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第4 1 (2)、(3) の（巨大地震警戒）を（巨大地震注意）と読み替えて準用する。 2　市立学校等の対応 校（園）長を中心に、情報を集め、次に掲げる措置をとる。	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
			【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第4 2（2）を準用する。	
		（追加）	第5　消防・水防対策	
			【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第5の（巨大地震警戒）を（巨大地震注意）と読み替えて準用する。	
		（追加）	第6　警備対策	
			【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第6を準用する。	
		（追加）	第7　水道、電気、ガス、通信及び放送関係	
			【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第7を準用する。	
		（追加）	第8　金融対策	
			【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第8を準用する。	
		（追加）	第9　交通対策	
			1　道路	
			特になし	
			2　海上	
			【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第9 2を準用する。	
			3　鉄道	
			鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。	
			(1) 名古屋市営地下鉄	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
			【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第9 3（1）を準用する。 (2) 名古屋ガイドウェイバス株式会社（高架区間：大曽根～小幡緑地） 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第9 3（2）を準用する。 (3) 名古屋臨海高速鉄道株式会社 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第9 3（3）を（巨大地震警戒）を（巨大地震注意）と読み替えて準用する。 (4) 愛知高速交通株式会社 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第9 3（4）を（巨大地震警戒）を（巨大地震注意）と読み替えて準用する。 4　バス（名古屋市営バス） ア　南海トラフ地震臨時情報受領時 （ア）情報の伝達 本庁から運行中の車両及び全営業所へ連絡・指示を行う。 （イ）運行に関する措置 平常通り運行する。 （ウ）利用者への案内及び広報 a　南海トラフ地震臨時情報に関する情報、運行に関する情報を車内放送、主要バスターミナル及び主要バス停留所への掲示等によって、利用者に案内するとともにパニック防止に努める。	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		（追加）	b　南海トラフ地震臨時情報が発表されたことを関係各所へ通報する。 （エ）設備等の点検 施設内の点検及び、発電機の試行を行う。 第10　市が管理又は運営等する施設等に関する対策 市は、自ら管理･運営等する道路、河川、不特定かつ多数の者が出入りする施設、及び災害応急対策の実施上重要な建物に関して、地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。原則市有施設の休館等の対応は行わない。 1　道 路 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第10　1を準用する。 2　河川等 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第10　2を準用する。 3　不特定かつ多数の者が出入りする施設等 (1) 各施設に共通する事項 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第10　3（1）の（巨大地震警戒）を（巨大地震注意）と読み替えて準用する。 (2) 個別事項 具体的な措置内容は、施設ごとに定める。この場合、職員の安全に十分配慮した上で、緊急点検及び予備巡視の実施必要箇所及び実施体制を明確に定めることとする。 4　災害応急対策の実施上重要な建物	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
			【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第10 4を準用する。 5　工事中の建築物等に対する措置 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第10　5を準用する。	
		（追加）	第11　滞留旅客等に対する措置 市は、滞留旅客等に対する措置として、報道機関等により次の事項の広報を実施する。 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容 2 テレビ、ラジオ、スマートフォン等から正確な情報の収集に努めることの呼びかけ 3 公共交通機関の運行状況に係る情報 4 津波・土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかない、すぐに逃げられる態勢の維持の呼びかけ 5 その他状況に応じて必要と認める事項に関すること	
		（追加）	第12　事業者の対応 事業者は、日頃からの地震への備えを再確認や特別な備え等必要な防災対応をとりつつ、社会経済活動を継続する。また、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるよう施設・設備等の点検など準備をしておく。これら事業者のとるべき措置の例は、【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第12の表を参照する。	
		（追加）	【南海トラフ地震臨時情報の平時における対応】 1　平時における周知・啓発 事前避難対象地域内及び土砂災害警戒区域内の住民	南海トラフ地震臨時情報の対応見直しに伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
			等並びに住宅の耐震性が不足している住民等に対しては、平時から、ハザードマップや住宅の耐震診断等により、自らの住まい等のリスクを理解させ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、事前避難を検討できるようにする。 　また、南海トラフ地震臨時情報の発表にかかわらず地震は起きるため、全市民に対して日頃からの地震への備えを行うように周知・啓発する。 2　児童・生徒等の安全対策 　学校（園）は、あらかじめ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応について児童・生徒等に指導しておく。	
		第3　その他取るべき措置 　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応】第2、第4　1・3、第5、第7　1、第9　3・4、第10、第11の対応をとるものとする。	（削除）	
		◎別図1－5－1　南海トラフ地震臨時情報（調査中）伝達系統図 愛：愛知県防災行政無線 災：市町村防災支援システム等	◎別図1－5－1　南海トラフ地震臨時情報（調査中）伝達系統図 愛：愛知県防災行政無線 災：愛知県防災情報システム等	システム変更に伴う修正
		◎別図 1－5－2　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）伝達系統図 愛：愛知県防災行政無線 災：市町村防災支援システム等	◎別図 1－5－2　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）伝達系統図 愛：愛知県防災行政無線 災：愛知県防災情報システム等	

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>◎別図1－5－3　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）伝達系統図
愛：愛知県防災行政無線
災：市町村防災支援システム等</td><td>◎別図1－5－3　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）伝達系統図
愛：愛知県防災行政無線
災：愛知県防災情報システム等</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>第6節　災害警戒本部の設置及び運営
第1　災害警戒本部の設置及び廃止
1（略）
2　設置及び廃止の通知
警戒本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに関係部・区本部に通知する。
<table>
<tr><th>通知先</th><th>通知の手段</th><th>担当</th></tr>
<tr><td>各　部</td><td>庁内放送、市町村防災支援システム、ファクシミリ</td><td>本部室事務局</td></tr>
<tr><td>区本部</td><td>市町村防災支援システム、ファクシミリ</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>第6節　災害警戒本部の設置及び運営
第1　災害警戒本部の設置及び廃止
1（略）
2　設置及び廃止の通知
警戒本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに関係部・区本部に通知する。
<table>
<tr><th>通知先</th><th>通知の手段</th><th>担当</th></tr>
<tr><td>各　部</td><td>庁内放送、愛知県防災情報システム、ファクシミリ</td><td>本部室事務局</td></tr>
<tr><td>区本部</td><td>愛知県防災情報システム、ファクシミリ</td><td>〃</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>システム変更に伴う修正</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>第7節　災害対策本部の設置及び運営
第1　災害対策本部の設置及び廃止
1（略）
2　設置及び廃止の通知
本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。
<table>
<tr><th>通知、公表先</th><th>通知及び公表の手段</th><th>担当</th></tr>
<tr><td>各　　部</td><td>庁内放送、市町村防災支援</td><td>本部室事務局</td></tr>
</table></td><td>第7節　災害対策本部の設置及び運営
第1　災害対策本部の設置及び廃止
1（略）
2　設置及び廃止の通知
本部の設置及び廃止については、次表の区分により、直ちに県知事をはじめ関係機関に通知するとともに、その事実を報道機関に公表する。
<table>
<tr><th>通知、公表先</th><th>通知及び公表の手段</th><th>担当</th></tr>
<tr><td>各　　部</td><td>庁内放送、愛知県防災情報</td><td>本部室事務局</td></tr>
</table></td><td>システム変更に伴う修正</td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考

修正前

	システム、ファクシミリ	
区　本　部	市町村防災支援システム、ファクシミリ	〃
（略）	（略）	（略）

第2　本部の組織及び運営
　1　本部組織図

修正後

	システム、ファクシミリ	
区　本　部	愛知県防災情報システム、ファクシミリ	〃
（略）	（略）	（略）

第2　本部の組織及び運営
　1　本部組織図

備考：表記の整理

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		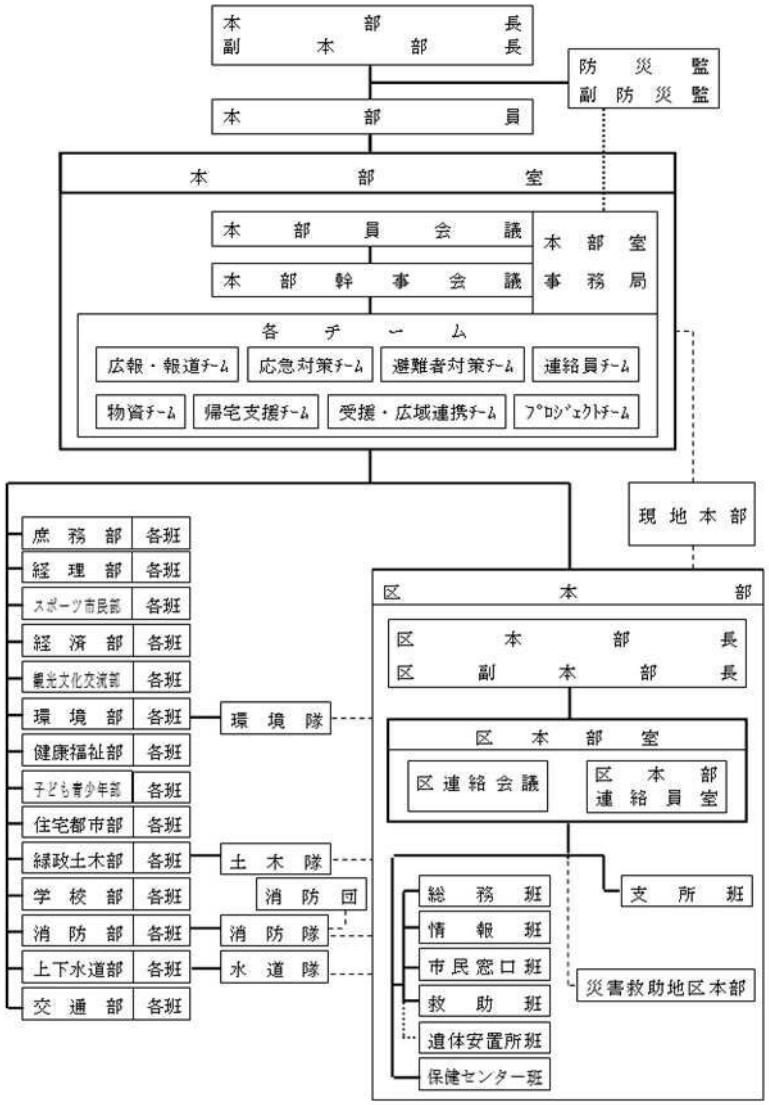 ◎別表 1－7－1（略） ◎別表 1－7－2	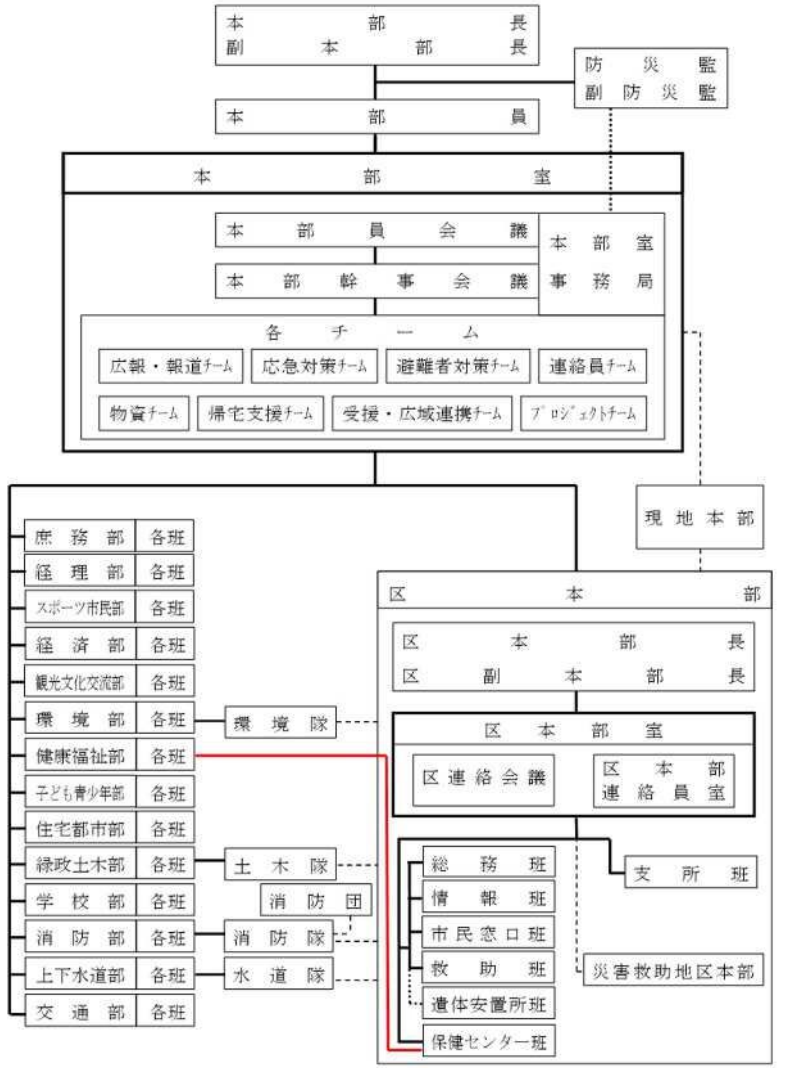 ◎別表 1－7－1（略） ◎別表 1－7－2	表記の整理

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
1　災害対策本部の部及び区本部の主な任務
<table>
<tr><th>部及び区本部の名称</th><th>担当部署</th><th>部長又は区本部長</th><th>主な任務</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>健康福祉部</td><td>健康福祉局</td><td>健康福祉局長</td><td>1～3（略）
4　要配慮者対策に関すること</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>区本部</td><td>区役所</td><td>区長</td><td>1～8（略）
9　要配慮者対策の実施に関すること</td></tr>
</table>
2（略）
3　全庁体制で取り組む任務
<table>
<tr><td>1～6（略）
7　要配慮者対策に関すること</td><td>左記任務は、災害対策本部本部員会議の決定に基づき、各部・区本部の動員職員の協力体制により行う。</td></tr>
</table>
</td><td>
1　災害対策本部の部及び区本部の主な任務
<table>
<tr><th>部及び区本部の名称</th><th>担当部署</th><th>部長又は区本部長</th><th>主な任務</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>健康福祉部</td><td>健康福祉局</td><td>健康福祉局長</td><td>1～3（略）
4　要配慮者支援に関すること</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>区本部</td><td>区役所</td><td>区長</td><td>1～8（略）
9　要配慮者支援の実施に関すること</td></tr>
</table>
2（略）
3　全庁体制で取り組む任務
<table>
<tr><td>1～6（略）
7　要配慮者支援に関すること</td><td>左記任務は、災害対策本部本部員会議の決定に基づき、各部・区本部の動員職員の協力体制により行う。</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
第8節　初動活動体制
◎計画表1-8-1　防災活動体制及び配備基準
1（略）
2　配備種別
<table>
<tr><th>配備種別</th><th>事象等</th><th>体制</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
第8節　初動活動体制
◎計画表1-8-1　防災活動体制及び配備基準
1（略）
2　配備種別
<table>
<tr><th>配備種別</th><th>事象等</th><th>体制</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>防災活動体制の見直しに伴う修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>巨大地震
注意配備</td><td>1　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき
2　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</td><td>1　南海トラフ地震臨時情報の続報を逃さない連絡体制を確保し、円滑に応急対策活動を（追加）実施できる要員を確保する体制
2　後発地震に対して注意する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保する体制</td></tr>
<tr><td>巨大地震
警戒配備</td><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</td><td>後発地震に対して警戒する措置の実施に当たり、必要な応急対策活動のための要員を確保する体制</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>巨大地震
注意配備</td><td>1　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき
2　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</td><td>1　（削除）続報を逃さない連絡体制を確保し、以降発表される情報に応じた応急対策活動を速やかに実施できる要員を確保する体制
2　後発地震に対して注意するために必要な応急対策活動を実施し、事態の推移に即応できるための要員を確保する体制</td></tr>
<tr><td>巨大地震
警戒配備</td><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</td><td>後発地震に対して警戒するために必要な応急対策活動を実施し、事態の推移に即応できるための要員を確保する体制</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>第9節　情報連絡活動
第1～第2（略）
第3　情報等の種別及び収集・伝達
1　（略）
2　津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等
津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等の伝達系統及び伝達手段</td><td>第9節　情報連絡活動
第1～第2（略）
第3　情報等の種別及び収集・伝達
1　（略）
2　津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等
津波警報・注意報、地震・津波に関する情報等の伝達系統及び伝達手段</td><td>システム変更に伴う修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
<table>
<tr><th>区分</th><th>伝達手段法（左から優先活用順）</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>③</td><td>市町村防災支援システム、ファクシミリ及び庁内放送</td></tr>
<tr><td>④</td><td>市町村防災支援システム、ファクシミリ</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>市町村防災支援システム、電話、無線、ファクシミリ</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>市町村防災支援システム、電話、ファクシミリ</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
3　被害情報
（1）（略）
（2）被害情報等の収集・伝達系統及び手段
</td>
<td>
<table>
<tr><th>区分</th><th>伝達手段（左から優先活用順）</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>③</td><td>愛知県防災情報システム、ファクシミリ及び庁内放送</td></tr>
<tr><td>④</td><td>愛知県防災情報システム、ファクシミリ</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>愛知県防災情報システム、電話、無線、ファクシミリ</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>愛知県防災情報システム、電話、ファクシミリ</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
3　被害情報
（1）（略）
（2）被害情報等の収集・伝達系統及び手段
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考

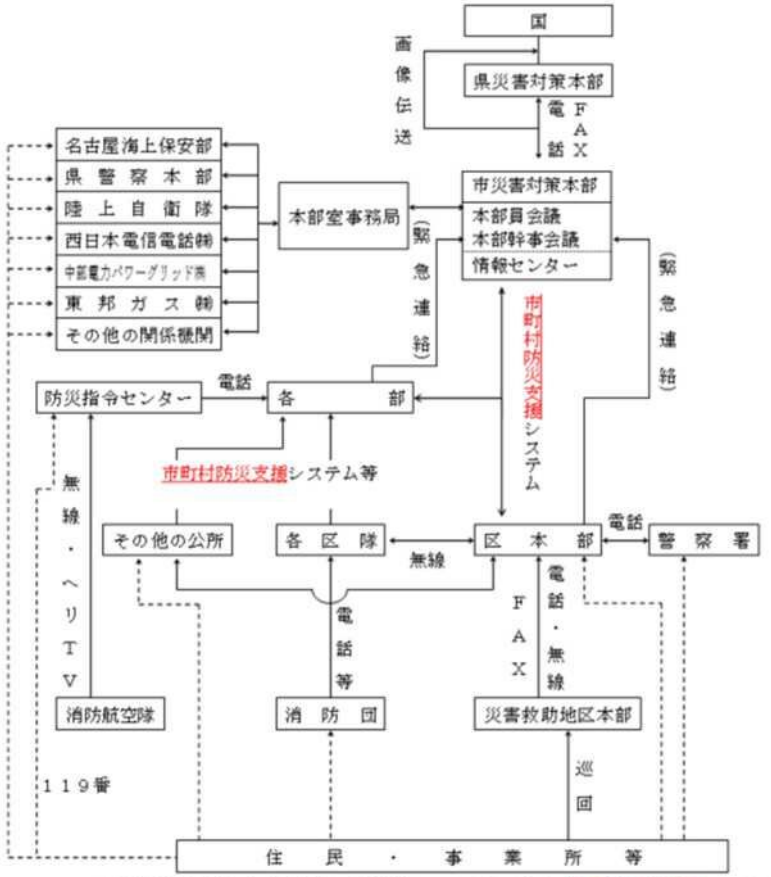

＊　災害対策本部内における情報の共有化については、原則、市町村防災支援システムによることとし、その補完として電話及びＦＡＸを活用する。
＊　有線電話途絶の場合は、無線電話又は情報連絡員（伝令）を代替手段とする。
＊　--------は、住民、事業所等からの通報を示す。

(3) 被害情報等の収集・報告の方法
ア～イ（略）
ウ　報告の方法
（ア）報告先

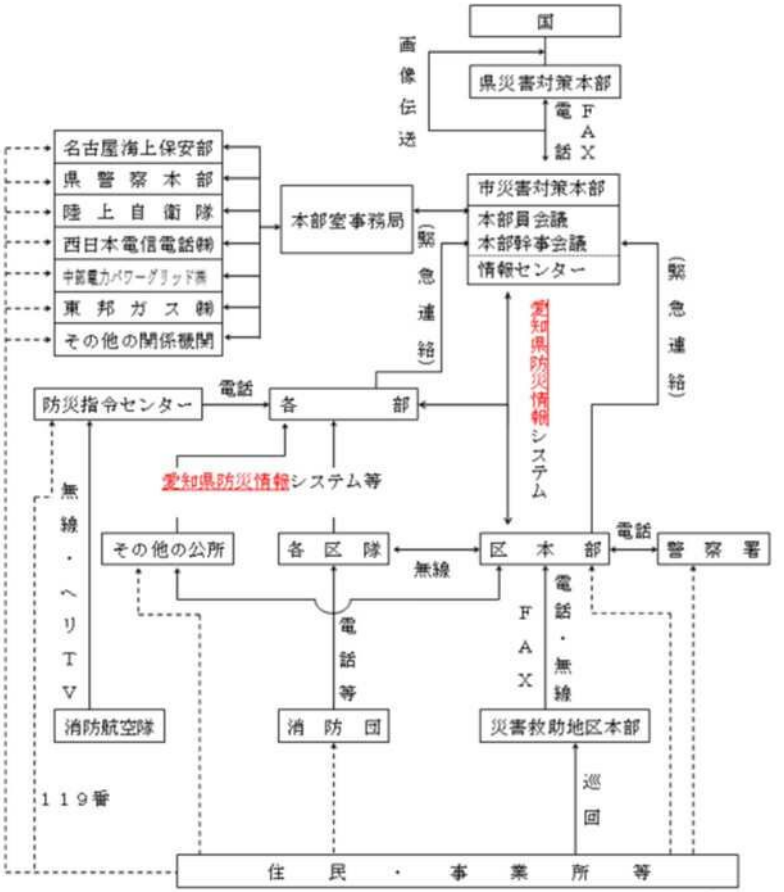

＊　災害対策本部内における情報の共有化については、原則、愛知県防災情報システムによることとし、その補完として電話及びＦＡＸを活用する。
＊　有線電話途絶の場合は、無線電話又は情報連絡員（伝令）を代替手段とする。
＊　--------は、住民、事業所等からの通報を示す。

(3) 被害情報等の収集・報告の方法
ア～イ（略）
ウ　報告の方法
（ア）報告先

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		（略） 報告手段は、原則として、市町村防災支援システムとする。ただし、必要に応じて各部は情報連絡員（伝令）、各区本部はファクシミリ又は庁内電話とする。 4　対策情報 （1）（略） （2）対策情報の伝達方法 ア　職員参集状況の報告 職員参集状況は、随時記録し、市町村防災支援システムにて、庶務部職員班へ報告するとともに、必要に応じて、風水害等災害対策編別記様式1－4－6によりファクシミリにて伝達する。 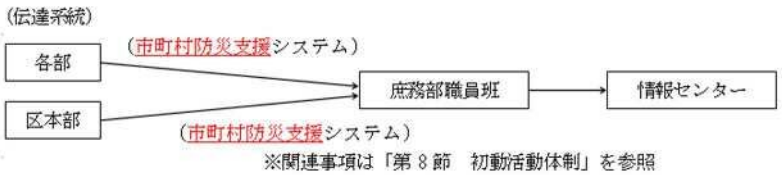 ただし、市町村防災支援システムを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式1－4－6によりファクシミリにて伝達する。 イ　住民避難状況の報告 （ア）（略） （イ）指定避難所等の開設指示以後における指定避難所等の情報 区本部は、指定避難所等の施設管理者から住民が避難を開始した旨の報告を受けた場合又は	（略） 報告手段は、原則として、愛知県防災情報システムとする。ただし、必要に応じて各部は情報連絡員（伝令）、各区本部はファクシミリ又は庁内電話とする。 4　対策情報 （1）（略） （2）対策情報の伝達方法 ア　職員参集状況の報告 職員参集状況は、随時記録し、愛知県防災情報システムにて、庶務部職員班へ報告するとともに、必要に応じて、風水害等災害対策編別記様式1－4－6によりファクシミリにて伝達する。 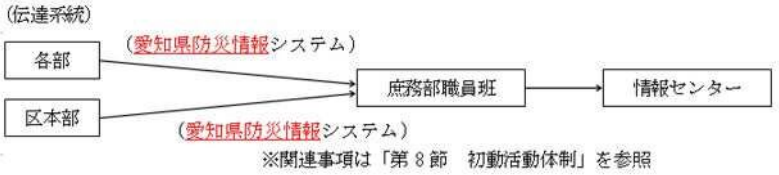 ただし、愛知県防災情報システムを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式1－4－6によりファクシミリにて伝達する。 イ　住民避難状況の報告 （ア）（略） （イ）指定避難所等の開設指示以後における指定避難所等の情報 区本部は、指定避難所等の施設管理者から住民が避難を開始した旨の報告を受けた場合又は	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		指定避難所等を開設した場合は、指定避難所等開設及び避難状況を随時記録し、市町村防災支援システムにて、本部室事務局へ報告する。 ただし、市町村防災支援システムを使用することができない場合には、別記様式1－4－7によりファクシミリにて伝達する。 ウ～カ（略） キ　応急対策の実施状況の報告 （略） （伝達系統） 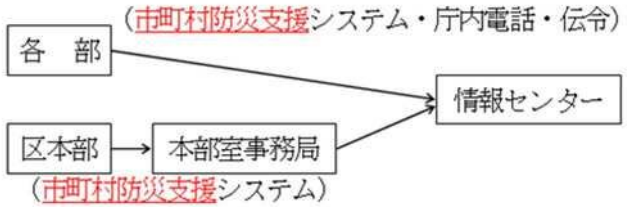 ただし、市町村防災支援システムを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式1－4－0～5により、ファクシミリにて伝達する。	指定避難所等を開設した場合は、指定避難所等開設及び避難状況を随時記録し、愛知県防災情報システムにて、本部室事務局へ報告する。 ただし、愛知県防災情報システムを使用することができない場合には、別記様式1－4－7によりファクシミリにて伝達する。 ウ～カ（略） キ　応急対策の実施状況の報告 （略） （伝達系統） 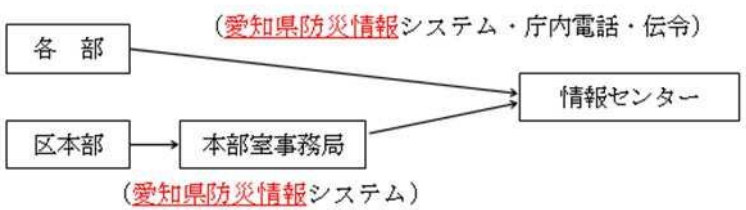 ただし、愛知県防災情報システムを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式1－4－0～5により、ファクシミリにて伝達する。	
		第10節　広報・広聴活動 第1（略） 第2　広聴活動 1～2（略）	**第10節　広報・広聴活動** 第1（略） 第2　広聴活動 1～2（略）	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		（追加）	3　市公式LINEの災害時用モードの運用 市公式LINEのトップメニューを災害時用モードに変更し、市民からの災害に関する問い合わせにチャットボットで回答をする等の対応をする。	市公式 LINE 災害時要モードの運用に伴う修正
		第13節　消防・水防・津波対策活動 【消防活動】 第1（略） 第2　初動体制の確立 1（略） 2　消防隊の措置 (1) ～ (3)（略） (4) 通信連絡体制の確立 消防隊、特別消防班及び航空班は、指令端末装置及び各種電源を点検し、障害程度に合わせ必要な処置を講ずるとともに、所轄各部隊との通信テストを実施し、通信連絡体制の確立にあたる。	**第13節　消防・水防・津波対策活動** 【消防活動】 第1（略） 第2　初動体制の確立 1（略） 2　消防隊の措置 (1) ～ (3)（略） (4) 通信連絡体制の確立 消防隊、本部機動班及び航空班は、指令端末装置及び各種電源を点検し、障害程度に合わせ必要な処置を講ずるとともに、所轄各部隊との通信テストを実施し、通信連絡体制の確立にあたる。	組織改正に伴う修正
		第14節　避難 第1～第6（略） 第7　警戒区域の設定 1　市長（本部長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 ただし、危険が切迫し市長（本部長）が発令するいとまのないときは、区長（区本部長）及び各区隊長（消防署長、環境事業所長、土木事務所長、（追加）	**第14節　避難** 第1～第6（略） 第7　警戒区域の設定 1　市長（本部長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 ただし、危険が切迫し市長（本部長）が発令するいとまのないときは、区長（区本部長）及び各区隊長（消防署長、環境事業所長、土木事務所長、上下	組織改正に伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		水道（追加）営業所長）が実施するものとする。この場合、事後ただちにその旨を市長（本部長）に報告しなければならない。	水道局営業センター長）が実施するものとする。この場合、事後ただちにその旨を市長（本部長）に報告しなければならない。	
		第15節　医療救護・保健衛生 【医療救護】 第１　救護班の編成 １　救護班の編成 (1)～(2)（略） (3) 健康福祉部は、医療救護班において医師・看護職員等が不足する場合には、必要に応じて、総合リハビリテーションセンター・中央看護専門学校より派遣を行う。 (4) 被害が甚大であり救護班が不足する場合は、本部長は、愛知県知事及び他都市に対し、応援救護班の派遣要請を行う。 （追加） （略） (6) 受け入れる主な医療関係ボランティア 健康福祉部は、以下の医療関係ボランティアを受入れ、救護班等を編成する。 ・医師 ・看護師 ・保健師 ・歯科医師、歯科衛生士	**第 15 節　医療・救護活動** 【医療救護】 第１　救護班の編成 １　救護班の編成 (1)～(2)（略） （削除） (3) 被害が甚大であり救護班が不足する場合は、本部長は、愛知県知事及び他都市に対し、応援救護班の派遣要請を行う。 (4) 本部長は、必要があると認めるときは、県等に災害派遣医療チーム（DMAT）を始め、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）等の医療チームの派遣を要請する。 （略） （削除）	表記の整理

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		・精神科医師、精神保健福祉士等 ・栄養士 ・薬剤師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 ・医薬品等の搬送ボランティア ・その他 第２～第３（略） 第４　保健医療調整会議 １　名古屋市域に震度５強（名古屋（追加）気象台発表）以上の地震が発生した場合には、保健医療調整会議を設置し、関係機関の連携を図るものとする。 第５　医薬品・衛生材料等の調達及び供給 １　医薬品・衛生材料等の調達 （1）救護班及び救護所等 災害直後、救護班等はそれぞれが備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。医薬品・衛生材料等が不足する場合には、地域医療活動拠点（保健センター）に対し、供給の要請を行う。 【保健衛生】 （略） （資料） （追加）	第２～第３（略） 第４　保健医療調整会議 １　名古屋市域に震度５強（名古屋地方気象台発表）以上の地震が発生した場合には、保健医療調整会議を設置し、関係機関の連携を図るものとする。 第５　医薬品・衛生材料等の調達及び供給 １　医薬品・衛生材料等の調達 （1）救護班及び救護所等 災害直後、救護班等はそれぞれが備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。医薬品・衛生材料等が不足し自ら調達することが困難な場合には、地域医療活動拠点（保健センター）に対し、供給の要請を行う。 【保健衛生】 （略） （資料） ・災害時における入浴機会の提供に関する協定書（市対愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合）　（附属資料編計画参考42-1）	表記の整理 表記の整理 協定の締結に伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		第 16 節　輸送・道路等応急対策 【輸送】 第１　車両等の調達 1～2（略） 3　経理部 (1)（略） (2) 貨物自動車→（追加）愛知県トラック協会、日本通運株式会社名古屋支店及び佐川急便株式会社中京支店（追加）から運送協定に基づき調達する。 【道路等応急対策】 第1～第3（略） 第4　道路警戒活動 1 道路啓開順位 地震により緊急輸送道路等が被害を受け道路閉塞した場合は、応急復旧に先立ち、原則として、名古屋市道路啓開計画に基づき、広域的な支援を受け入れるための拠点を結ぶ啓開ルート、地域の救助・救急活動のための拠点を結ぶ啓開ルートの順に道路啓開※を行う。 第5　応急復旧活動 1　応急復旧順位 地震により緊急輸送道路が被害を受けた場合は、原則として、第１次、第２次（追加）緊急輸送道路の順に応急復旧を行う。 ◎別図1－16－1　緊急輸送道路網図	**第 16 節　輸送・道路等応急対策** 【輸送】 第１　車両等の調達 1～2（略） 3　経理部 (1)（略） (2) 貨物自動車→一般社団法人愛知県トラック協会、日本通運株式会社名古屋支店、佐川急便株式会社中京支店及び一般社団法人 AZ－COM ネットワークから運送協定に基づき調達する。 【道路等応急対策】 第1～第3（略） 第4　道路警戒活動 1 道路啓開順位 地震により緊急輸送道路等が被害を受け道路閉塞した場合は、応急復旧に先立ち、原則として、名古屋市道路啓開計画に基づき、広域的な支援を受け入れるための拠点を結ぶ啓開ルート、地域の救援・救助活動のための拠点を結ぶ啓開ルートの順に道路啓開※を行う。 第5　応急復旧活動 1　応急復旧順位 地震により緊急輸送道路が被害を受けた場合は、原則として、第１次、第２次、第３次緊急輸送道路の順に応急復旧を行う。 （削除）	協定の締結に伴う修正 表記の整理 表記の整理 附属資料編へ移動

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		第17節　食品・生活必需品等の供給 第1　供給の基本方針 1（略） 2　生活必需品 (1) 生活必需品等の供給は、被災により日用品等がき損し、ただちに生活ができない場合に行うものであり、また、災害発生の季節や二次災害の有無等、災害の時期・態様によりその対応に多様性が要求されるため、必要最小限の備蓄を除き、緊急調達による供給を基本とする。 (2) 生活必需品の品目例：毛布、下着、タオル、石鹸、トイレットペーパー、カセットコンロ、紙おむつ（追加）、マッチ、ローソク、バケツ、食器類、懐中電灯、ビニールシート（追加）、使い捨てマスク（追加）　等 第2～第4（略） 第5　物資の輸送及び緊急物資集配拠点 1（略） 2　緊急物資集配拠点 (1)～(2)（略） (3) 物資の仕分け、在庫管理、指定避難所への輸送等は（追加）愛知県トラック協会、日本通運株式会社名古屋支店、佐川急便株式会社中京支店（追加）やボランティアの協力を得て実施するものとする。	**第17節　食品・生活必需品等の供給** 第1　供給の基本方針 1（略） 2　生活必需品 (1) 生活必需品等の供給は、被災により日用品等がき損し、ただちに生活ができない場合に行うものであり、また、災害発生の季節や二次災害の有無等、災害の時期・態様によりその対応に多様性が要求されるため、必要最小限の備蓄を除き、緊急調達による供給を実施する。 (2) 生活必需品の品目例：毛布、下着、タオル、石鹸、トイレットペーパー、カセットコンロ、紙おむつ、生理用品、マッチ、ローソク、バケツ、食器類、懐中電灯、ビニールシート、使い捨て哺乳瓶、使い捨てマスク、パーティション、テント、簡易ベッド　等 第2～第4（略） 第5　物資の輸送及び緊急物資集配拠点 1（略） 2　緊急物資集配拠点 (1)～(2)（略） (3) 物資の仕分け、在庫管理、指定避難所への輸送等は一般社団法人愛知県トラック協会、日本通運株式会社名古屋支店、佐川急便株式会社中京支店、一般社団法人AZ－COMネットワークやボランティアの協力を得て実施するものとする。	「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）」等の改定に伴う修正 協定の締結による修正
		第18節　要配慮者対策	**第18節　要配慮者支援**	表記の整理

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>
高齢者、障害者、外国人などの要配慮者の地震による被害の軽減を図るために、要配慮者の避難の確保さらに、避難生活の確保等を実施するための計画を定める。
なお、要配慮者は障害の内容・程度等によって一人ひとりが異なることを十分に理解し、この節で掲げる以外のあらゆる応急対策活動・復旧活動等に際して、要配慮者に配慮した対策を実施するものである。
第１（略）
第２　実施体制
１　担当部
<table>
<tr><th>担当部</th><th>分担任務</th></tr>
<tr><td>健康福祉部</td><td>1～3（略）
4　要配慮者に対する福祉対策・保健活動に関すること
5　要配慮者に対する福祉対策・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（追加）</td><td>（追加）</td></tr>
<tr><td>区　本　部</td><td>1～3（略）
4　要配慮者に対する福祉対策の実施に関すること</td></tr>
</table>
２　実施方法
(1)～(2)（略）
(3)　観光文化交流部観光交流班（追加）は、健康福祉部
</td>
<td>
高齢者、障害者、外国人などの要配慮者の地震による被害の軽減を図るために、要配慮者の避難の確保さらに、避難生活の確保等を実施するための計画を定める。
なお、要配慮者は障害の内容・程度等によって一人ひとりが異なることを十分に理解し、この節で掲げる以外のあらゆる応急対策活動・復旧活動等に際して、要配慮者に配慮した支援を実施するものである。
第１（略）
第２　実施体制
１　担当部
<table>
<tr><th>担当部</th><th>分担任務</th></tr>
<tr><td>健康福祉部</td><td>1～3（略）
4　要配慮者に対する福祉的支援・保健活動に関すること
5　要配慮者に対する福祉的支援・保健活動にかかる社会福祉施設、近隣自治体、関係諸団体等との連絡調整に関すること</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>子ども青少年部</td><td>1　小児慢性特定疾病児童に係る避難行動要支援者名簿の名簿情報の提供に関すること</td></tr>
<tr><td>区　本　部</td><td>1～3（略）
4　要配慮者に対する福祉的支援の実施に関すること</td></tr>
</table>
２　実施方法
(1)～(2)（略）
(3)　観光文化交流部観光交流班及び子ども青少年部は、
</td>
<td>避難行動要支援者名簿対象者の追加に伴う修正</td>
</tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		要配慮者班及び健康増進班と連携し、分担任務を実施する。 第３　安否確認 １（略） ２　社会福祉施設の管理者 特別養護老人ホーム等、社会福祉施設の管理者は、利用者・職員の安全確保を図るとともに、速やかに利用者の安否・所在の確認を行い、施設の被害状況と併せ健康福祉部要配慮者班（追加）に報告する。 第４　避難生活の確保 １（略） ２　指定避難所における生活の確保 要配慮者の実態調査に基づき、健康福祉部要配慮者班、健康増進班、観光文化交流部観光交流班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。 ３　緊急援護の実施 要配慮者の実態調査に基づき、健康福祉部要配慮者班及び（追加）区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。	健康福祉部要配慮者班及び健康増進班と連携し、分担任務を実施する。 第３　安否確認 １（略） ２　社会福祉施設の管理者 特別養護老人ホーム等、社会福祉施設の管理者は、利用者・職員の安全確保を図るとともに、速やかに利用者の安否・所在の確認を行い、施設の被害状況と併せ健康福祉部要配慮者班及び子ども青少年部に共有する。 第４　避難生活の確保 １（略） ２　指定避難所における生活の確保 要配慮者の実態調査に基づき、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班、観光文化交流部観光交流班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような支援を実施する。 ３　緊急援護の実施 要配慮者の実態調査に基づき、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような支援を実施する。	表記の整理
		第25節　区の応急対策活動 第1～第3　（略） 第4　情報連絡活動 １　被害情報の収集・報告 (1)～(2)（略）	**第25節　区の応急対策活動** 第1～第3　（略） 第4　情報連絡活動 １　被害情報の収集・報告 (1)～(2)（略）	システム変更に伴う修正

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		(3) 被害情報の収集・報告系統 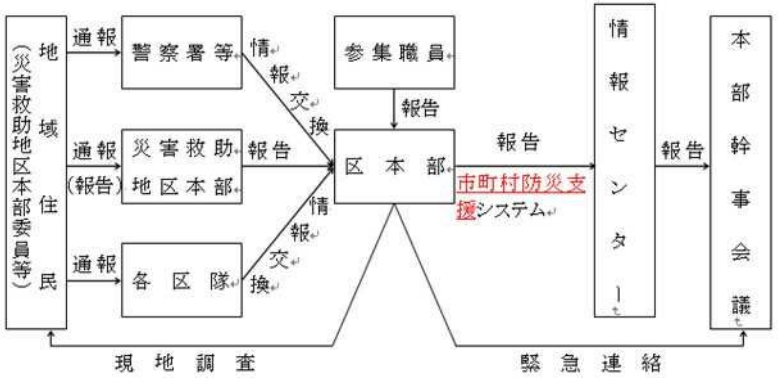 ※　市町村防災支援システムを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式1－4－0～5によりファクシミリにて伝達する。 2　対策情報の伝達 (1)　(略) (2) 対策情報の伝達方法 ア　職員参集状況の報告 職員の参集状況は、職員が参集したつど記録し、市町村防災支援システムにて、庶務部職員班へ報告する。 ただし、市町村防災支援システムを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式1－4－6によりファクシミリにて伝達する。 イ　住民避難状況の報告 住民が避難を開始し、指定避難所を開設した場合は、指定避難所の開設及び避難状況を随時記録し、市町村防災支援システムにて本部室事務局へ報告	(3) 被害情報の収集・報告系統 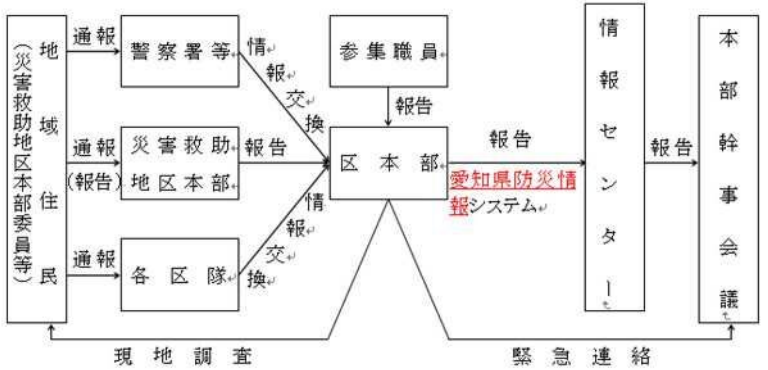 ※　愛知県防災情報システムを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式1－4－0～5によりファクシミリにて伝達する。 2　対策情報の伝達 (1)　(略) (2) 対策情報の伝達方法 ア　職員参集状況の報告 職員の参集状況は、職員が参集したつど記録し、愛知県防災情報システムにて、庶務部職員班へ報告する。 ただし、愛知県防災情報システムを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式1－4－6によりファクシミリにて伝達する。 イ　住民避難状況の報告 住民が避難を開始し、指定避難所を開設した場合は、指定避難所の開設及び避難状況を随時記録し、愛知県防災情報システムにて本部室事務局へ報告	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		する。 ただし、市町村防災支援システムを使用することができない場合には、別記様式1－4－7によりファクシミリにて伝達する。 ウ～カ　（略） キ　応急対策の実施要請 既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものを毎正時ごとに記録し、市町村防災支援システムにて、本部室事務局へ報告する。 ただし、市町村防災支援システムを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式1－4－0～5の特記事項欄に記入しファクシミリにて伝達する。 なお、緊急かつ重大な事項については、直接本部幹事会議へ報告する。 3　地震、津波に関する情報等の伝達 (1)（略） (2) 情報の入手 地震・津波に関する情報は、市町村防災支援システム又はファクシミリにより入手する。 第5　（略） 第6　避難 1　避難指示 (1)～(2)（略） (3) 実施基準 ア～ウ（略）	する。 ただし、愛知県防災情報システムを使用することができない場合には、別記様式1－4－7によりファクシミリにて伝達する。 ウ～カ　（略） キ　応急対策の実施要請 既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものを毎正時ごとに記録し、愛知県防災情報システムにて、本部室事務局へ報告する。 ただし、愛知県防災情報システムを使用することができない場合には、風水害等災害対策編別記様式1－4－0～5の特記事項欄に記入しファクシミリにて伝達する。 なお、緊急かつ重大な事項については、直接本部幹事会議へ報告する。 3　地震、津波に関する情報等の伝達 (1)（略） (2) 情報の入手 地震・津波に関する情報は、愛知県防災情報システム又はファクシミリにより入手する。 第5　（略） 第6　避難 1　避難指示 (1)～(2)（略） (3) 実施基準 ア～ウ（略）	

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		エ　有毒ガス等の危険物資が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。 第7　応急救助活動 1（略） 2　食品の供給 家屋の破壊・焼失等により指定避難所に収容された者又は炊事ができない程度の被害を受けた者等に対し、市本部物資班と連携し、備蓄食糧又は調達食糧（パン、弁当等）の配給を行うほか、必要に応じて、給食設備を有する施設又は移動炊飯器による炊出しを行う。 第8　要配慮者対策 区本部は、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者の地震による被害の軽減を図るため、次のように要配慮者対策を実施する。 1（略） 2　避難生活の確保 健康福祉部の指示により、指定避難所及び在宅の要配慮者の実態調査を実施する。この実態調査に基づき健康福祉部で計画される次の対策を実施する。 第9　緊急輸送 1（略） 2　輸送力の確保 (1)（略） (2) 経理部総務班に対し、愛知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店からの車両調達を依頼する	エ　有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。 第7　応急救助活動 1（略） 2　食品の供給 家屋の破壊・焼失等により指定避難所に収容された者又は炊事ができない程度の被害を受けた者等に対し、市本部物資班と連携し、備蓄食糧又は調達食糧（パン、弁当等）の配給を行うほか、調理設備を有する施設やキッチンカー等の活用により、避難所における適切な食事の確保に努める。 第8　要配慮者支援 区本部は、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者の地震による被害の軽減を図るため、次のように要配慮者支援を実施する。 1（略） 2　避難生活の確保 健康福祉部の指示により、指定避難所及び在宅の要配慮者の実態調査を実施する。この実態調査に基づき健康福祉部で計画される次の支援を実施する。 第9　緊急輸送 1（略） 2　輸送力の確保 (1)（略） (2)　経理部総務班に対し、（削除）車両調達を依頼する（本部室事務局経由）。	表記の整理 「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）」等の改定に伴う修正 表記の整理 表記の整理

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（本部室事務局経由）。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>第27節　ライフライン施設の応急復旧
【給水及び水道施設等応急対策】
第１　給水対策
１（略）
２　給水体制
（1）給水方法
ア（略）
イ　拠点給水
（略）
また、地下式給水栓が設置されている給水区域内の公立小中学校においては、避難者が自ら操作することにより、給水することができる。
(2)～(3)（略）
(4) 給水能力
（略）
給水能力―2（運搬給水）
令和6年４月１日
<table><tr><th>資　機　材　名</th><th>容　　量</th><th>数　　量</th></tr><tr><td rowspan="3">給　水　車</td><td>2 m³級</td><td>4台</td></tr><tr><td>3 m³級</td><td>5台</td></tr><tr><td>4 m³級</td><td>4台</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>（略）
給水能力―4（その他）
令和6年４月１日</td><td>第 27 節　ライフライン施設の応急復旧
【給水及び水道施設等応急対策】
第１　給水対策
１（略）
２　給水体制
（1）給水方法
ア（略）
イ　拠点給水
（略）
また、地下式給水栓が設置されている給水区域内の市立小中学校においては、避難者が自ら操作することにより、給水することができる。
(2)～(3)（略）
(4) 給水能力
（略）
給水能力―2（運搬給水）
令和7年４月１日
<table><tr><th>資　機　材　名</th><th>容　　量</th><th>数　　量</th></tr><tr><td rowspan="3">給　水　車</td><td>2 m³級</td><td>4台</td></tr><tr><td>3 m³級</td><td>8台</td></tr><tr><td>4 m³級</td><td>4台</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>（略）
給水能力―4（その他）
令和7年４月１日</td><td>表記の整理

時点修正</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td>
<td><table><tr><th>資 機 材 名</th><th>数　量</th><th>備　考</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>非常用給水袋</td><td>36,000</td><td>6 L/個（上下水道局）</td></tr></table></td>
<td><table><tr><th>資 機 材 名</th><th>数　量</th><th>備　考</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>非常用給水袋</td><td>83,800</td><td>6 L/個（上下水道局）</td></tr></table></td>
<td></td></tr>
<tr><td></td><td></td>
<td>【下水道施設応急対策】
第1（略）
第2　下水道施設対策
1　水処理センター、ポンプ所等が停電、断水した場合においては、まず雨水については、排水機能を確保（追加）し、汚水については、最低限簡易処理、消毒が行えるものとする。</td>
<td>【下水道施設応急対策】
第1（略）
第2　下水道施設対策
1　水処理センター、ポンプ所等が停電、断水した場合においては、汚水については、揚水、沈殿、消毒機能を確保するものとし、雨水については、排水機能を確保するものとする。</td>
<td>表記の整理</td></tr>
<tr><td></td><td></td>
<td>【電信電話施設応急復旧計画（西日本電信電話株式会社）】
（追加）</td>
<td>【電信電話施設応急復旧計画（西日本電信電話株式会社）】
西日本電信電話株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</td>
<td>表記の整理</td></tr>
<tr><td></td><td></td>
<td>第1～第4（略）
第5　応急復旧計画
1～2　（略）
3　応急復旧対策
(1)伝達路が被災した場合
可搬形無線機及び応急（追加）ケーブル等を使用し、</td>
<td>第1～第4（略）
第5　応急復旧計画
1～2　（略）
3　応急復旧対策
(1)伝達路が被災した場合
可搬形無線機及び応急光ケーブル等を使用し、回線</td>
<td></td></tr>
</table>

連番	頁	修　正　前	修　正　後	備　考
		回線の応急復旧を図る。 (2) 交換機が被災した場合 非常用移動電話交換装置を使用し、応急復旧を図る。 【電力施設応急復旧計画（中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社ＪＥＲＡ）】 第 1～第 3（略） 第 4　広報サービス体制 1　お客様に対する広報サービス (1) 災害時におけるＰＲ 電気の復旧状況、公衆感電事故防止ＰＲを主体とした広報ＰＲを、ホームページ、ツイッター、停電情報お知らせサービス（アプリ）、広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じてＰＲする。	の応急復旧を図る。 (2) 交換機が被災した場合 非常用可搬型ディジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。 【電力施設応急復旧計画（中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社ＪＥＲＡ）】 第 1～第 3（略） 第 1　広報サービス体制 1　お客様に対する広報サービス (1) 災害時におけるＰＲ 電気の復旧状況、公衆感電事故防止ＰＲを主体とした広報ＰＲを、ホームページ、ＳＮＳ、停電情報お知らせサービス（アプリ）、広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じてＰＲする。	表記の整理
		第28節　交通施設の応急対策 第1～第3（略） 第4　活動要領 1（略） 2　バス (1) 運転 ア～イ（略） ウ　大津波警報又は津波警報が発表された場合は、安全を確保したうえで、注意運行を実施する。	**第28節　交通施設の応急対策** 第1～第3（略） 第4　活動要領 1（略） 2　バス (1) 運転 ア～イ（略） ウ　大津波警報又は津波警報が発表された場合は、運行の停止を含めた運行措置を講ずる。	表記の整理
第 2 章　災害復旧計画				
		第 1 節　民生安定のための緊急措置 第 1　罹災証明書等の発行、被災者台帳の作成	**第 1 節　民生安定のための緊急措置** 第 1　罹災証明書等の発行、被災者台帳の作成	表記の整理

<table>
<tr><th>連番</th><th>頁</th><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>1　家屋被害調査の実施
経理部は、市内の被害状況について予備調査を行った上で、調査方法、調査期間及び調査人員等を定めた調査計画を策定し、家屋被害調査を実施する。（追加）

2　罹災証明書等の発行
(1) 区本部は、住家（現実に居住のために使用している建物）が地震災害により被害を受けた者等から、住家について申請があった場合は、災害対策基本法第90条の2第1項に基づき、罹災証明書を発行する。（様式2－1－1）
災害に起因する火災によるものは、消防隊においても発行することができる。</td><td>1　家屋被害調査の実施
経理部は、市内の被害状況について予備調査を行った上で、調査方法、調査期間及び調査人員等を定めた調査計画を策定し、家屋被害調査を実施する。なお、火災に起因する被害調査については、消防隊で実施する。
2　罹災証明書等の発行
(1) 区本部は、住家（現実に居住のために使用している建物）が地震災害により被害を受けた者等から、住家について申請があった場合は、災害対策基本法第90条の2第1項に基づき、罹災証明書を発行する。（様式2－1－1）
（削除）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>第２節　災害復旧
第１（略）
第２　災害復旧に伴う財政援助の確保
<table><tr><th rowspan="2">事業</th><th colspan="2">国の財政援助等</th></tr><tr><th>通常災害</th><th>激甚災害</th></tr><tr><td>公共土木施設災害復旧事業（河川、道路（追加）、下水道等）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>上水道災害復旧事業</td><td>予算補助※</td><td>予算補助※</td></tr><tr><td>災害等廃棄物処理事業費補助金（し尿処理施設、ごみ処理施設等）</td><td>同上</td><td>同上</td></tr></table></td><td>第２節　災害復旧
第１（略）
第２　災害復旧に伴う財政援助の確保
<table><tr><th rowspan="2">事業</th><th colspan="2">国の財政援助等</th></tr><tr><th>通常災害</th><th>激甚災害</th></tr><tr><td>公共土木施設災害復旧事業（河川、道路、上水道、下水道等）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr><tr><td>災害等廃棄物処理事業費補助金（し尿処理施設、ごみ処理施設等）</td><td>予算補助※</td><td>予算補助※</td></tr></table></td><td>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の改正に伴う修正</td></tr>
</table>